

東亞同文會々長公爵近衛篤磨序文  
東亞同文會副會長子爵長岡護美序文

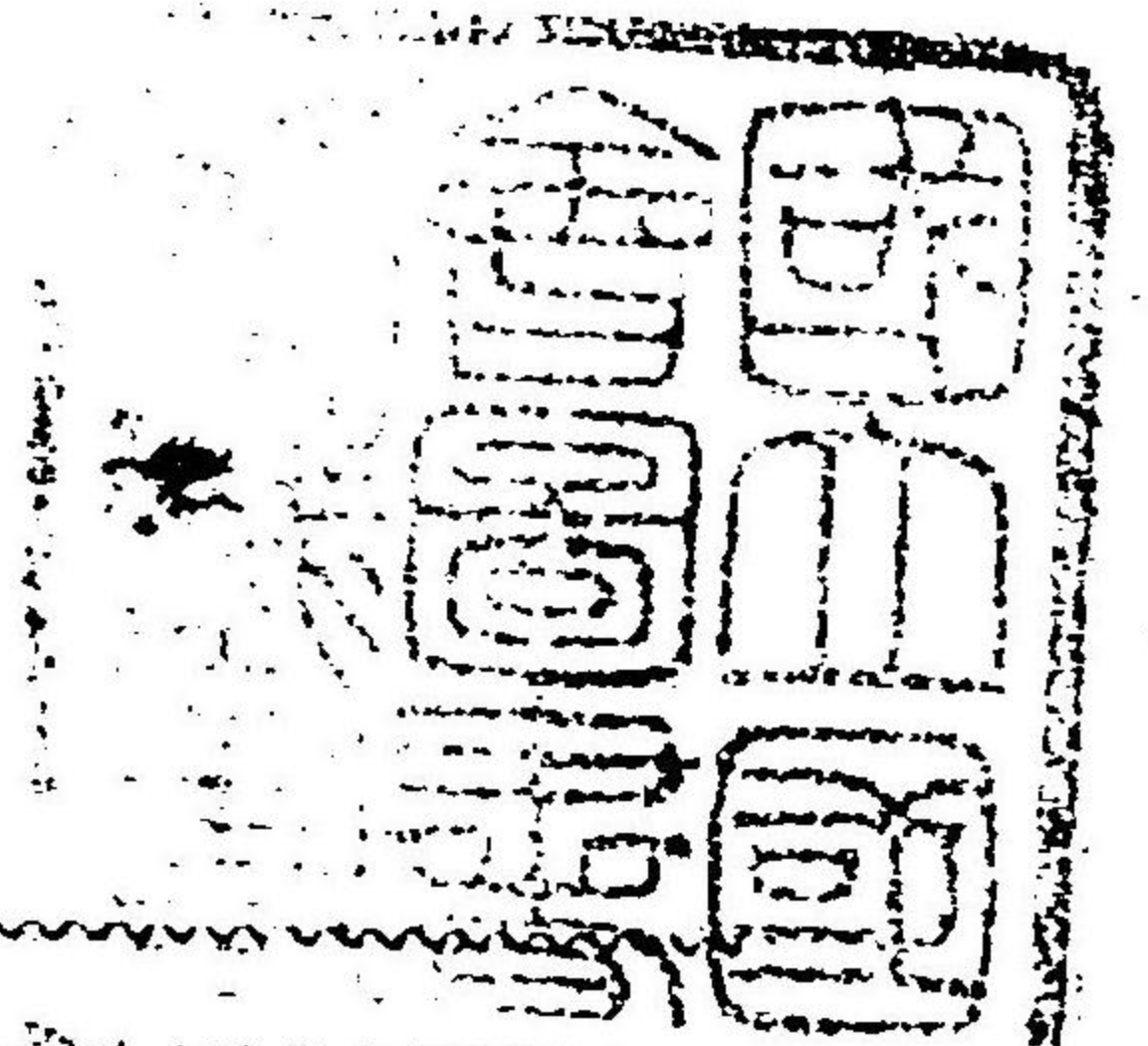
劉張  
變法奏議

一名清國改革上奏

東亞同文會

310.4

R867



序 國家の盛衰興廢する所以のもの天運と云ふと雖も抑  
 亦人力に非ざらんや往年北清拳匪の亂は實に古來未  
 曾有の奇局にして亦實に清國非常の厄運なりき其の  
 變局方に央にして聯合軍北京に入り兩宮西狩するに  
 當りてや内には人心恟々匪徒蜂起の虞あり外には列  
 國耽視或は瓜分の勢あり清國の情勢は其危きこと實  
 に累卵も雷ならざりき試に當時東南邊疆の督撫をし  
 て疑懼錯愕苟も措置を失はしめば蓋し恐くは潰裂四  
 出復收拾すべからずして清國の今日あること決して  
 望むべからざりしならん幸に劉張二總督の吳楚に在  
 るあり屹然として東南半壁の要鎮をなし内には匪徒

序

を壓して専ら擾亂の激發を防ぎ外には列國を控へて偏に社稷の安寧を謀り遂に能く大局を支持して平和を克復し以て今日あるを致せるもの豈之を偉なりと謂はざるを得んや古今事異にして功同きものあり人往々二氏を唐の李郭に比するは蓋し溢美の稱に非るなり抑治亂は常なし唯人事の或は盡さざるを憂ふる耳今や變局始て定り中外稍小康の觀ありと雖も苟くも清廷にして深く禍患に懲慙し憤發惕勵以て弦を改め轍を易へ天下と共に更始するに非ざれば東亞の前途未だ逆め料るべからざるものあり曩に清廷の屢發する所の上諭を拜讀し窃に其變法の誠意に出ること慶したりしが今此聯名奏議を讀むに及び始めて其

二氏の献替に出るもの多きを知れり果せる哉二公唯善く一時の變局に處するのみならず亦將た百年の長計を建てんとするなり吁此奏議をして庚子前に行はれしめば蓋拳匪の變と兩宮西狩の厄なかりしならん然れども羊を喪ふて牢を補ふ未だ必しも晚しとなさず今にして果して能く之を決行せん乎蓋清國の興ること日を期して待つべきに庶幾からん惟ふに二氏忠忱の志蓋亦此に在らん余嘗て清國に遊び二氏と舊と相識る後國民同盟會を創立し支那保全を唱道するや二氏と應酬して東亞大局の爲めに謀慮するもの篇を連ね牘を累ねたり故に余窃に謂く余二氏を識るに於て一日の長ありと乃ち東亞同文會をして此篇を翻譯

せしめ上梓して以て弘く之を我國人に公にす若し夫れ東亞に志あるの士一本を座右に置き此奏議の行はるゝと否とを以て清國の前途を卜せば蓋思半に過ぐるものあらん

東亞同文會長 公爵 近衛 篤磨

序

余が始めて清國士大夫と交遊し、より今に迫で既に廿有餘年矣初めに興亞會を設け既にして亞細亞協會と改稱し更に近衛公と共に東亞同文會を創立して亞細亞協會と合一し、が如き其事や幾變遷を経たりと雖も其心未嘗て日清兩國の親交を厚くし以て東亞の大局を支持するに存せずんばあらざるなり顧ふに其當初日清の交は實に外親くして内疎きの憾あるを免れざりき兩國士大夫の相交遊する者と雖ども文人墨客を除くの外其肝膽相許す者は蓋し亦甚だ稀なりしなり而して隣々相競ふ勢甲申には韓國京城の變あり甲午に至りて遂に兩國をして玉帛を棄て干戈相見る

に至らしめたるを騎虎の不得已に出ると雖も亦實に  
鷸蚌の争却て漁人を利したるを嘆ぜざらんとするも  
能はざる也抑勢極れば必ず變ず變ずれば則ち通ぜざ  
るを得ず數年來清國士大夫の漸く大局を顧念するあ  
り拳匪事變以來唯兩國國交の親厚を加へたるのみな  
らず朝野官民翻然として猛省し士大夫の我國に來遊  
觀風する者多く殊に學生の留學する者源々絶えざる  
に至りしは豈相慶すべきの至りならずや惟ふに兩國  
々民の交際をして斯の如く和好輯睦するに至らしめ  
たる所以の者固より時勢氣運の然らしむるを勿論な  
りと雖も蓋亦兩國識者の其間に在りて之が先をなす  
者あるに非ずんば安くんぞ能く遽に此に至らんや

今年の春我東亞同文會上海に於て東亞同文書院開院  
の式を擧ぐ余會長近衛公に代りて其式に臨むや長江  
を溯りて金陵に劉總督に謁し遂に進んで鄂域に張總  
督に見へ具さに胸臆を吐露して其濫輿を叩くを得た  
り當時兩宮尙ほ西安に蒙塵せられ兩總督共に憂忡鞅  
掌の中に在り固より詩酒平生の歡を盡すに遑なかり  
しとも其曠懷怛度情意の懇懇なる接待の丁寧なる弟  
兄故舊も啻ならず余の愚昧なる尙ほ且つ釋然として  
交誼の變遷し、所以の決して偶然にあらざるを悟り  
たりき其間大官名士と交遊して具に其懷抱を聞き深  
く古人の所謂輔車唇齒の警語が特に日清間に於て適  
切なるを感じたりき

變法自強に關する二氏の意見は余曾遊の際親く聞くことを得し處なり果せる哉今や其意見は聯名奏議に於て之を事功に見ることを得んとす苟くも其奏議中百般の事皆例を我國に引き範を我國に取るべしとなせるを一見せば二氏が平生意を我國の形勢事情に傾注せらるゝの如何を知るに足れり嗚呼吳楚江山の佳麗なる湖江人物の衆盛なる實に清國の天府たり幸に二氏の此に在りて共に大局を支持するあり余は日清國交の益二氏に頼りて親厚に歸するを信ず今此篇を讀み曾遊の跡歷々眼中に在るが如きを覺ゆ感慨の餘一言を篇首に序すると云爾

東亞同文會副會長 子爵 長岡護美

### 劉張變法奏議（一名清國改革上奏）目次

#### 第一回

- 一、文武學堂を設く……………頁
- 二、文科を酌改す……………三
- 三、武科を停罷す……………四
- 四、遊學を獎勵す……………五

#### 第二回

- 一、節儉を崇ふ……………三
- 二、常格を破る……………四
- 三、捐納を停む……………五
- 四、官に課し祿を重くす……………六
- 五、書吏を去る……………七
- 六、差役を去る……………八

七、刑獄を恤む…………… 四九

八、選法を改む…………… 五九

九、八旗の生を計る…………… 六九

十、屯衛を廢す…………… 七九

十一、綠營を廢す…………… 八六

十二、日民法を簡にす…………… 九五

第三二回

一、廣く遊歴を派す…………… 一〇〇

二、外國操を練る…………… 一〇三

三、軍實を廣ふす…………… 一〇六

四、農政を修む…………… 一〇九

五、工藝を勸む…………… 一一二

六、鑛律、路律、商律、交渉刑律を定む…………… 一一五

七、銀元を用ふ…………… 一二〇

八、印花税を徵收す…………… 一二三

九、郵政を推行す…………… 一二九

十、洋藥を官收す…………… 一三三

十一、多く東西各國の書を譯す…………… 一三七

附片上奏…………… 一三九

附 録…………… 一四三

# 劉張變法奏議 一名清國改革上奏

## 第一回

頭品頂戴兩江總督臣劉坤一、頭品頂戴湖廣總督兼署湖北巡撫臣張之洞、跪奏、為、政治を變通するは、人才を先と爲す、旨に違つて籌議奏陳し、聖鑒を仰ぎ奉る、竊に臣等光緒二十六年十二月初十日の上諭を欽奉せしに、法令更まらざれば、錮習破れず、振作を求めんと欲せば、當に更張を議すべし、軍機大臣、大學士、六部、九卿、出使各國大臣、各省督撫に命し、各々現在の情形に就き、中西の政要を參酌し、凡ての朝章國故、吏治、民生、學校、科擧、軍政、財政の當に因るべきか、當に革むべきか、當に省くべきか、當に併すべきかを、或は之を人に取り、或は之を己に求め、如何にして國勢始めて興り、如何にして人才始めて出て、如何にして度支始めて裕かに、如何にして武備始めて修まるや、各々知る所を擧げ、各々見る所を抒へ、二箇月を限り詳悉條議し、以聞せよ、等の事ありたり、仰て我皇上多難に懲誌し、必ず積習を掃ひ、以て時難を濟はんと欲することを見、感泣の餘、且つ愧ち、且つ奮ふ、臣等嘗て之を周易に聞く、乾道變化する者は、行



建自強の大用也と、又之を孟子に聞く、過ちて然して後に改め、困みて然して後に作す、心を動かし性を忍び、能はざる所を増益する者は、憂患に生ずるの樞機也と、去年京畿の變は、大局幾と危し、其我中國の憂患たる者、鉅なりと謂ふ可し矣、其我君臣士民の心を動忍する者、深しと謂ふ可し矣、窮して變せずんば、何を以てか國を爲めん、然らば則ち中華の内政を修め、列國の専長を採りて、聖道中を執るは、洵に至當と爲す、惟これ中國貧弱廢弛の弊は、或は相沿ふ百餘年、或は相沿ふ二千餘年、一旦大に興革を加んと欲せば、必ず須く規畫周詳にして、確に手を下す處なかる可らず、然して後血氣生して而して宿痾自ら去り、疣癰潰して而して元氣支ふへし、竊に謂ふ中國は財に貧ならざるも、人才に貧なり、兵に弱ならざるも、志氣に弱なり、人才の貧なるは、見聞の廣からず、學業の實ならざるに由る、志氣の弱なるは、苟安者が危を履み亡を救ふの遠謀無きに由る、自ら足れりとする者は、發憤して學を好むの果力無く、邦を保ち治を致すは人に非ざれば由なし、謹みて先づ育才興學の大端に就き、古今を參考し、文武を會通して、四條を籌擬す、一に曰く、文武學堂を設く、二に曰く、文科を酌改す、三に曰く、武科を停罷す、四に曰く、遊學を勸獎す、敬みて聖主の爲めに之を陳ぜん。

### 一、文武學堂を設く

士を取るの法は、漢より隋に至るまでを一期となし、唐より明に至るまでを一期と爲す、或は選舉を用ひ、或は考試に憑るに論なく、法を立る短長ありと雖も、大意實に相遠からず、漢魏より隋に至るまで、選舉を主と爲し、而して亦間々考試を用ふ、董晁鄒杜の對策の如き是也、唐宋より明に至るまで、考試を主と爲し、而して亦選舉を參用す、溫造種放の徵召の如き是也、是を要するに皆な已有の人才に就きて之を甄拔し、未だ嘗て未成の人材に就きて之を教成せず、故に家塾には則ち課程有るも、官學は但々考校に憑るのみ、此れ皆な三代學校の制と合はず、現今の科舉章程は本と是れ前明の舊制を沿襲せるものなり、承平の世は其人才尙ほ以て治を佐け民を安するに足るも、今日は國蹙り患深く才乏しく文敝れたり、若し絃を改め轍を易ふるに非ずんば、何を以てか此難危を拯はん、然して中國は見聞素より狭く講求素淺く、即ち時務を考求するものあるも、粗々大略を知るに過ぎずして、西國政治に於ては、未だ能く詳かに其章を擧ぐる能はず、西國の學術に於ては、未だ身に其事を習ふ能はず、現に經濟特科を舉行すと雖も、賢を招く隗より始めよとの意たるに過ぎず、只風氣を開發するの資と爲す可きも、未だ遽かに因應不窮の具となすに足らず、周

官司徒の職を考ふるに、小戴禮學記之文は、大率皆な徳行道藝を以てして兼ね教へ且つ學ばしめ、學成りて而して後之を用ふ、此外經傳に見はるゝ者には、郷國の學皆な六藝を兼ね、太夫の職必ず九能を備ふ、書禮干戈は司成並び教へ、寄象韃譯は王制官を分つ、海外の圖經は伯益の傳ふる所にして、潤色專對は論語の重する所なり、又三代の制を按ずるに、庠序の稱を士と曰ふ、卒伍の稱を亦士と曰ふ、實に文武合一文武兼重の明徴たり、孔子の文武に兼通し、四裔に學ぶが若きは、最も聖人躬行垂教の彰々たる者なり、此後漢は使才を擧げ、唐は回祿を採り、隋志經籍は多く方言を收む、明初の文科も亦騎射を兼ね、欽み惟るに我朝は康熙年間に測天造礮に皆な西人を用ゐ、内府の地圖に創めて西法の經緯線を用ふ、此圖に刻する處の銅板は即ち東洋銅板の陰陽文を用ふ、尼布楚界の碑には三牀の文字を兼用す、乾隆年間に西域の同文志に清漢蒙古西番托忒回部の書を兼列し、内廷の功課は旗の官を授くるには皆な文武兼習に係る祖宗の舊制洵に萬代の法程と爲すに足る、今や泰西各國學校の法は猶ほ三代の遺意有り、禮失して野に求むるも、或は尙ほ誣ふるにあらず、其學を立て士を教ふるの要義三あり、一に曰く道藝兼通、二に曰く文武兼通、三に曰く内外兼通、其教法の善四あり、一に曰く講解を求めて記誦を責めず、一に曰く定程あり亦餘

暇あり、一に曰く序に循ひ等を躐えず、一に曰く教科書は官之を一定して發行せしめ、全國一律ならしむ、大小の各學校は功に淺深あるも、意に岐異無く、其考校進退の章程は、皆な北采國學積分升舍の法を用ふ、才能の優劣實際に證據あるときは、試験官徧私するの虞なし、亦摸索して偶誤するを致さず、故に其人才日に多く、國勢日に盛なり、獨國の勢力最も強きものは、學校の制度各國に優るものあればなり、日本の興る最も驟かなるは、學校の數東方の國に在りて最も多ければなり、興學の功此の如く其れ明證なりとす。

其學校の教法たるや、大率少年を小學堂に入れ、先づ教ふるに初歩の文理算法史事理化學の類を以てす、又小學堂を初等高等の兩種に分つ、小學成りて後選はれて中學堂に入るときは、學ぶ所の科目甚だ多し、名けて普通學と曰ふ、國教理化算學地理史事繪圖躰操兵式躰操本國の作文法、外國の言語文學作文法等の事の如き、皆な須く全習すべし、外國の文字は只一國を兼習す、大小學堂に論無く皆な國教の一門を講じ、皆な躰操場を有す、日本の教科に名けて倫理科と曰ふは、講ずる所皆な人倫道德の事にして、其大義は皆な五經四書に基づけり、普通學卒業後は證書を授與し、升せて高等學堂に入れ、専門の學を習はしむ、此より以後文武途を分ち、或は文或は

武其自己の志望に任ず、惟々文武皆な必ず先づ普通を習ひて専門の學に至る、文事を習ふ者を高等學校と名く、英國は經教法醫化工の六科に分ち、又別に専門農商鑛學を設け、佛國は英と畧々同じ、獨國は又別に専門工學を設く、日本の高等學校も亦六門に分つ、一法科二文科三工科四理科五農科六醫科とし、毎科習ふ所の學業に各々科目あり、其余の専門にも各々高等學校あり、按ずるに日本の科目は、中國と情形較々近し、歐米は學に西教を兼講せざるなく、日本は學に倫理を兼講せざる無し、武備を習ふ者は士官學校と名づく、畧々地理戰史戰法軍械測繪工程經理軍醫の八門に分ち、外國文字兵式體操兵隊操行軍操射的擊刺乘騎游泳等の事を兼習す、射的は即ち銃礮にて的を打つ、擊刺は即ち短刀刺槍にて互に撃つなり、文事を習ふ者は高等學校卒業後證書を授與するものは、畧々中國の舉人の如し、類を分ち能を量り、而して授くるに官を以てす、其再學を願ふ者は大學校に入る、大學校卒業後先づ證書を受領するものは、畧々中國の進士の如し、武備を習ふ者は普通學卒業後先づ營に入り、練習すること半年にして、方に士官學校に入り、士官學校卒業後、仍ほ營に入り練習すること三年にして、方に卒業す、第一年は兵と爲るを學び、第二年は弁(下士官)と爲るを學び、第三年は即ち其營内に在りて弁に充てられ、其弁も亦下士官と名

づけ、其階級は畧々中國の把總、外委、額外(把總は曹長、外委は軍曹、額外は伍長に相當す)の如し、此學堂卒業後證書を授與し、國家之を用ゐて各軍の少尉と爲す、少尉より以上皆な士官と名づく、大尉中尉少尉は畧ぼ都司守備千總(都司は大尉、守備は中尉、千總は少尉に相當す)の如し、少尉に官たるより以後は本營にありて叙勞昇轉すべし、兵より出身する者は官特務曹長に至りて止る、曹長は畧把總の如し、士官學校より出身する者は官大佐に至りて止る、大佐は畧副將の如く、中佐少佐は參將遊擊の如し、若し大將中將少將たらんと欲する者は、仍ほ須く少佐中佐に昇りし後、再び陸軍大學校に在ること三年なるべし、水師を習ふ者を海軍大學校と名づく、其海陸軍大學校の體制は文事大學校と同じ、大將は統兵大臣の如く、中將少將は提督總兵の如し、以上擧ぐる所は皆な日本の官名にして、其曉り易きを取るなり、各國の學制教法の節目は、小異有りと雖も、大概同じ、其大中小學の年限は、文武に論無く、大率三四五年にして、等級漸く深き者は、科目も亦漸く多し、其東西各國今昔の章程に徴しく同じからざる者あるも、大約西は繁にして、東は簡に、西は遅にして、東は速に、昔は專一にして、今は變通せり、西國の如きは馬上に銃を用ゐず、日本は近き三年に於て馬上操銃を始むるの類なり、其學校の監督は皆な武官を用ふ、武官を以てするは禮節規矩に於て最も謹嚴詳密なればなり、

文職は偶々禮節を畧し規矩を脱することあるも、武官は必ず規則を勵行す、此れ外國學校の士を教へ人を官にするの大畧也

臣等謹みて中外の情形を參酌し、今日學堂を設くるの辨法を立つ、州縣小學校及高等小學校を設け童子八歳以上は蒙學に入り、字を習識し語音を正し、蒙學歌訣の諸書を読み、四書を必讀するの外、五經は一二部を擇讀せしむ可し、家塾義塾は何れも其便宜に聽せ、地方の紳董に於て之を處辨し、官之を勸導して其數を稽へ、毎年官に報告して可なり、十二歳以上は小學校に入り、普通學を習ひ、五經を兼習し、講解を先にし、記誦を後にす、但し經書を解するには、義理の簡明なるを要す、又中外の簡畧なる地圖を看せしむ、且つ淺近なる算法を學びて開立方に至りて止め、淺近なる繪圖法を學びて地面平形を畫出するに至りて止め、中國歴代の史事の大畧本朝制度の大略を習ひ、柔軟躰操を習ふ、三年にして業を卒り、紳董之を司り、官之を考察すべし、十五歳以上は高等小學校に入り、經書の較、深き義理を解し、作文法を學ひ、策論詞章を學はしめ、中外の詳細なる地圖を看せしむ、較、深き算法を學ひて代數幾何に至りて止め、較、深き繪圖法を學びて地上平剖面、立剖面、水底平剖面を畫出するに至りて止め、中國歴史の大事、外國の政治、學術の大略を習ひ、器械躰操を習ひ、外國一國の言

語言にして文字較、淺近なる者を兼習せしむ、此學校には必ず躰操場を設くべし、三年にして業を畢り、官之を司り、紳董之を佐け、卒業後本管府之を試験すべし、及第者には證書を授與し、附生、附生は附學生の畧稱なり、附學生は學位の一種にして之を得たる者は平民に異なる頂帽を戴き、本身の徭役を免かれ、又郷試に應ずるの資格あり、として府學校に入れ、落第者は仍ほ從前の學校に居らしむ、府に中學校を設け、十八歳にして高等小學校卒業後取りて附生と爲したる者を中學校に入れ、普通學を習はしむ、其監生、世職、職銜等の資格を有するもの普通學に入るを願ふ者も亦之を聽す、但し須く若干の學費を納めしめ、附生と一律に之を教ふべし、其下士兵卒にして文理に通暢し、能く算法繪圖を解し、成績の證明ある者は、亦此學校に入るを許す、經史地理を溫習し、仍ほ策論詞章を兼習し、並に公文書記の事を習ひ、精深なる算法を學びて、弧三角航海駛船法に至りて止め、精深なる繪圖法を學びて、測算、經緯度、行軍、圖目、測遠近の斜度に至りて止め、中國の歴史、兵事を習ひ、外國の歴史、律法、理化等を習ひ、外國の政治條約は即ち法律の内に附して學び、並に農工商等の學理の大畧を講明し、兵式躰操を習ひ、外國一ヶ國の語言にして文字の較、深き者を兼習せしむ、詞章の一門も亦教師を置き、學生の學ぶと否とは其便宜に聽す、下士及兵

卒にして入學する者は専ら策論を學ばしめ、詞章を習ふとを免ず、此學校にも亦必ず肄操場を設く、三年にして業を畢り、學政官之を考試し、證書を授與し、稟生學位の一種にして附學生の上に位すと爲し、省城なる高等學校に送入す。省城には高等學校一ヶ處を設け、大省にては二三百人を收容し、中小省にては百餘人を收容すべからしむ。屋舎の便ならざる者は兩三ヶ處に分設するも亦可なり、但し教授法は必ず須く一律なるべく、中學校の卒業者にあらざれば入學せしむべからず、東西の學制を參酌し分ちて七専門となさんとす、一經學。中國の經學文學皆之に屬す、二史學。中外の史學中外の地理皆之に屬す、三理化學。中外の天文學外國の物理學化學電學力學光學皆之に屬す、四政治學。中外の政治學外國の法律學財政學交涉學皆之に屬す、五兵學。外國の戰法學軍械學經理學軍醫學皆之に屬す、六農學。七工學。凡そ測算學繪圖學道路河渠營壘武器火藥製造の事皆之に屬す、共に七門各々其一門を學習せしむ。惟々人々皆須く一ヶ國の語言文字を兼習すべし、此學校にも亦必ず肄操場を設くべし、醫學の一門に至りては、衛生を以て義と爲し、本と養民強國の一大端たり、然るに西醫は風土に習はず、中醫は亦眞に傳授を受けたる者鮮なし、因て緩に従ふべきも惟々軍醫のみは必ず緩ふす可からず、故に兵學の内に附す、並に別に農工商鑛四

専門學校各一ヶ處を設け、専ら實事を考驗するを以て主と爲すべし、機器藥料の試驗場も皆な備ふべし、此れ亦三年にして卒業せしむべし、其普通學成りて此専門學校に入るを願ふ者は之を聽すべし、此學校に入る者には中國の經學文學皆溫習せしむべし、何學校に論無く皆な肄操場を存すべし、其軍事の爲めには専ら一の武備學堂を設け、普通學卒業の廩生にして武を習はんと願ふ者を選びて收容すべし、四書中國の歴史策論は人々兼習し、其餘は悉く外國教課の法に依り、且一ヶ國の語言文字を專習せしめ、或は日本に仿ひ一の礮工學校を設け、専ら銃礮製造の法を學ばしめ、均しく三年にして業を卒へしむべし、文學生は高等學校卒業後農工商鑛の四専門學校には、別に規則を設くるの外、此七専門の學生にして律法を學ぶ者は、交渉局に入れ、實地に學習せしむべし、名けて練習學生と曰ふ、兵法を學ぶ者は各營に入れ、實地を學習せしむべし、亦名つけて練習學生と云ふ、其餘五専門の學生も均しく其希望する所に隨ひ、農工商鑛等の局に入れ、實地を兼習せしむべし、名けて兼習學生と曰ふ、均しく實際に其局に在り、其營に在ること一年を度と爲すべし、農工商鑛四専門學校は三年の卒業後、農學は本省の外縣山郷水郷に派遣して農業を考驗せしめ、工學は本省又は外省華洋の工廠に派遣し製造を考驗せしめ、商學は南北繁

盛の開港場に派遣し商務を考驗せしめ、鑛學は本省又は外省開鑛の山煉鑛の廠に派遣して採煉を考驗せしめ、均しく名つけて練習學生と曰ひ、亦均しく實際に出外遊歴して練習すると一年を度と爲すべし、其武學生は武備學堂卒業後營に入らしめ學習操練すると一年其半年を兵に充て其半年を弁に充て實際に營に在ること一年を度と爲すべし、總計學校に在りて專修し及び出外練習すること文武各門均しく四年にして學成れば先づ督撫の學政官に由りて之を試験し、再び主考に由りて之を試験し及第者は除して京師の大學校に送入し、他は或は授くるに官職を以てし之をして用を効さしむべし、大學校の學科は又益々精を加ふべし、其科目は省城に設くる所の高等專門學校と同じ、三年にして學成り、會試進士の學位を授くるの試験にして各省の舉人を京師に集め之を行ふの總裁之を考試し及第者には授くるに官を以てす、此れ大小中學校の教授科目及等級年限の大畧也、  
其考用の法(試験及採用法)は、高等小學校卒業者は所管知府之を試験し尋常中學校卒業者は學政官之を試験し、均く答案を封せず、縣より府に送り、府より學院各省城に在る試験場なり之を學院衙門と云ふに送りて之を試験し、共に點數を明記すべし、知府學政官の考取したる揭示にも亦須らく點數を明記すべく、曖昧なる取り方

をなすを許さず、高等學校專門學校卒業者は、督撫學政官に於て文武兩途に分ち之を考すべし、又幾場にも之を分ち臨時に配定すべし、及第者は、優貢學位の一種にして廩生の上に位すとなし、武に於ては武優貢となすべし、其の文事に於ては他途に由り徑に普通中學に入り、農工商鑛四專門學に進みて生員生員とは從來の學政にては附學生、増廣生、稟膳生の總稱なれども、こゝには専ら前顯の附生、稟生を指すものなるべし、よりせざる者、及普通中學卒業より徑に四門の專學に入り、高等學校卒業よりせざる者、其武に於ては弁、兵より徑に普通學に入り、生員よりせざる者は同一に其試験を受くるを許す、其優貢として取る所の人數は本省の採用の額に比し倍を加ふべし、京師派遣の考官試験委員、か督撫學政官と會同して試験するにも亦文武兩途に分ちて之を考すべし、幾場にも分ちて臨時に配定すべし、其専門の學校及各國の語言文字を試験するには、優貢に非ざれば之に與かるを得ず、大率督撫學政によりて取る所の優貢は直に郷試舉人の學位を授くるの試験にして子午卯酉の歲毎に順天府及各省にて之を行ふに應し得る者なり、應試の人少なく又は諸學に面試を要する者は封名又は代人を用ふるとなかるべし、而して及第者は舉人(學位の一種にして優貢の上に位すと爲し、其生員よりせず又は高等出身に非ら

四  
ざる者は割榜郷試合格者の姓名を表示するを榜と云ふ榜に正副の二種あり此案に由れば正榜とは中學より高等學校と正則の順序を踏み來りたる合格者の揭示を云ひ副榜とは然らざる者の合格者の姓名を正榜に添へて揭示するを云ふと爲す其合格者を選び、前半若干名を分ちて、京城の文武大學校に入學せしむ、其一半を送りて大學に入る、所以の者は、一は京城大學に天下の學人を全容せんと欲せば、費用過多なるか故に、其一半を減じて京に送り、以て經費を節するか爲にして、一は其一半を分ち職に就かしめ、以て目前の急需に應ずるを得せしむるか爲なり、其未だ大學校に入學するを得ざる者、及び已に北京に送らるゝも、大學校に入るを願はず、職に就くを願ふ者は之を聽すべし、其未だ大學校に送られずして、職に就くを願はず、自ら留學を願ふ者も亦之を聽すべし、職に就く者は、文に於ては授くるに七品の小京官及六七品の佐貳首領を以てし、部吏部、戸部、禮部、刑部、工部の六部に分ち省に分ちて候補たらしめ、或は各局の委員に充つべし、武に於ては授くるに守備、中尉相當、千總、少尉相當等の官を以てし、營に送りて任用すべし、考官(試験委員)は學政の例に照して幕友二三人を伴ふことを得、同考官(官考即試験委員)を分つて正考官、副考官及同考官の三となす、同考官は位最も卑く員數最も多し、は外省より聘用す

ることを得、其任用は位階の如何を論せず必ずしも本省の人なることを要せず、京城に文事、大學校、海軍、陸軍、大學校各一を設け、學業は又益々精を加ふへし、科目は略々省城の専門學校と同じかるべし、學成る者は京師派遣の總裁大臣之を試考して進士(學位の一種にして舉人の上に位す)と爲すべし、廷試の後、文に於て授くるに部屬知縣等の官を以てし、武に於ては授くるに都司、大尉相當、守備等の官を以てし、均しく部(六部)に分ち省に分ち營に分ち候補たらしめ、其待遇を優にし、舊來の登用法に依らず、朝廷編書、脩史、文學を應奉するの詞臣、又は禁廷に宿衛する所の侍衛として需用する時は、應に隨時に諭旨を聽候して考選すべく、此は科舉常例の外とす、八歳にして小學に入りしより、大學校卒業に至る迄十七八年なり、十八歳にして附生となり、二十一歳にして稟生となり、二十五歳にして優貢舉人となり、二十八歳にして進士と爲なる學校に出入する程途考選の時日を入るゝも、亦三十歳内外に過ぎず、之を向來科第を得る者に較ぶるに、更に遅しと爲さず、之れ大中小學より順次考取採用するの大略也、其及第者を取るの數は、即ち在來の歲試、科試(學政其管下の生員及府縣試を経たる試童生を集めて之を檢すると二次、一を歲試、一を科試と云ふ、歲試は丑辰未戌の年之を行ひ、科試は寅巳申亥の年之を行ふ)にて取り來りたる額の幾

分を以て學堂出身者より取る所の生員の額と爲し、鄉試會試にて取る所の額の幾分を以て學堂出身者の舉人進士の額とすべし、優貢は應に新定學堂の額數を新定せられんことを請ふべし、大率本省の取る所の額に比し一倍以上なるべし、初め創立の數年間は學校未だ多からず及第者も尙ほ少なるべし、故に前兩科に於ては每科に就き舊來の及第額數の三割を減じ、第三科に於ては每科に就き其四割を減ずべし、然るときは十年の後は三科共に舊來の及第は皆無に歸し、生員舉人進士等は皆な學校出身者のみとなるべし、數年の後人才多きに至ては、各國の章程に仿ひ其學科の點數を視、以て及第者の多少を定むべし、即ち實力に應じて獎勵を加へ定額を設くるとを爲さざるべし、故に舊額の數にして増加するとあるも減少すると無かるべし、此は學校の及第者を取るに從來の定額を用ゐる後日に至りては限るに一定の額數を以てせざるの大略也、或は謂ふ八股八股とは八股文の畧稱也、八股文とは四書五經を以て題目を出し其文章を作るに大略を八の股に分ち每股に字數を限りて緒論本論結論等を記せしむるの法にして從來の文官登用試験中最も重用視したる科目なりを廢すれば、則ち人經書を讀ます、聖賢を尊ばず、理學を宗とせずと、知らず八股は前明より始まり、漢より宋に至るまでは皆な八股無なし、然るに

何を以てか經を傳へ道を衛りしや、而して代々名儒忠孝節義の事は史に筆を絶たす、即ち周程張朱の如きは理學の宗主たり、其時未だ嘗て八股有らざる也、或は謂ふ八股を廢すれば、即ち人は文を爲くる能はずと、知らず文章の美なる者は、春秋の左國、戰國の諸子、兩漢の馬班、唐宋の八家に如くは莫し、其時未だ嘗て八股有らざるなり、或は請ふ八股を廢すれば、即ち舊日の八股文を專攻する者進身の路無からんと、知らず從來八股に長せる諸名も、亦必ず學膽才敏、文筆優長の士なり、其最も著名なる者は、前明の唐順之、歸有光の如き、國朝の韓爌、方苞の輩の如し、即ち場屋に由らざるも、豈才力を發揮するの途なく、登進の階梯無きを患へんや、故に能く好時文を爲る者は、策論を考試する固より容易なり、故に諸學を兼習するも亦難事に非らず、少年は業を改むるに易し、即ち二十五才乃至五十才なるものは、外國語若くは精微なる算法を除くの外、何事をか通曉し能はざらん、若し此の三科に従ひ十年以後、猶科第に格合する能はず、又諸學を改習する能はざるものは、斷じて有才有志の人に非らず、國家之を取るも用ふる所なかるべし、然れども此輩仍ほ小學中學、經書詞章の師と爲す可し、其衰老及第せざるも、學術尙ほ取る可き所ある者は、督撫學政より訪察考選し、朝廷は優に牀恤を與ふへし、六十歳以上の者には職位を酌給し、五十歳以



下の者には廣く其途を設け、舉貢生員等は分別して知縣の佐貳、佐貳は書記に相近し、雜職に用ふへし、文科を酌改すの條を參照すへし、亦以て宿儒を安んじ寒士を慰するに足れり、捐納金を出して資格を求むること既に停止すれば、即ち中等の儒生豈出路無きを患へんや、此れ舊來の學堂に取る所の額を裁減し、仍ほ從前の舉貢生員を分別採用するの大畧也

外國の學校を設くる定法を見るに、先つ小學校より順次に累進し、以て中學高等學校大學に至る、是れ方に切實にして順序有る者なり、惟清國にては經費不足にして、教師も亦得難し、故に唯割切に勸諭し、力を竭くして陸續實行せしむへし、若し必ず天下に徧く數萬の小學數百の中學校を設け、然る後に之を高等學大學に升せて之を教へ之を用ゆるとせんか、至極速かなるも亦十年を要せざるへからず、其間に時事日に起り人は我を待たざるへし、刻舟膠柱と同じく何等の用を爲さず、空言事を誤るに至らん、要すに今日時急を救ふの計は、惟權宜變道の方法を用ひ、先つ多くの中學及高等學を設くるより始め、幼年力少壯にして通敏有志の生員を選ひ、迅速に之を教へ、先つ普通を學ひ、漸次専門を習はしむへし、右は各省城及大府に就て性勢を酌量して迅速に畫策舉行し、以て目前の用に資すべし、其人才を取るに粗より

精に入り、法を制定するに疎より密に入るは勿論、凡ての事何をか然らざる莫からん、而して將來小學校は林立し、中學校も亦多き時は、序に循ひ漸く進み、人材を取る既に裕にして、教法も亦勞せざるなり、按ずるに三十歳にして官に入るも、科名を得る晩しと爲さず、初學より以て學成るに至るまで十七年にして、文武兼備の人才となるも遅しとなさず、惟々時事切迫せるを以て、人才の必要は長日月を待つ能はざるべし、按ずるに日本の文武各種學校は、皆な速成教授法有り、曠ち各項の學課に於て急要のものを擇んで修學せしめ、稍々緩なる者は加減斟酌し、期限を定めて業を卒るべき方法なり、請ふ出使大臣李盛鐸に訓令して、切に日本の文部參謀部陸軍省に囑託し、我に代りて大中小學校各種速成教授法を斟酌按定せしめ、以て急需に應ぜしむべし、此れ權宜急を救ふに、先づ普通中學を設け、暨ひ速成教法を採用するの大畧也、蓋し事を成すには必ず先づ名を正さざる可からず、三代に於ては皆な學校と名けしも、宋人始めて書院と名づけたり、宋の大儒胡瑗湖州に在り、學校を設け、經義齋治事齋の兩門に分ちて、教授せり、人稱して湖學と爲すも、未だ嘗て名けて書院と爲さず、今日の書院は積習大に深く、姓名を假借し膏獎を企圖して、規矩を守らず、動もすれば事端を滋ふす、乃ち必ず須らく其名を正し學と曰ひ、以て人心を鼓動し

習弊を濼除す可し、若し學堂の名古ならずと謂はゞ即ち名けて各種の學校と曰ふべし、然るときは既に古制に合ひ亦名實は相符せん、之を要するに中華の數を立つる所以我朝の國を立つる所以の者は、二帝三王の心法、周公孔子の學術たるに過ぎず、今や本旨は則ち經書に悖らず、學業は則ち文武に兼通せりと雖も、世變日々に多きを以ての故に、多くの門類を設け以て士を教ふるは、其四國を周知し博學方無く、正に經傳に載する所の三代士を教へ人を取るの法と相合せり、即ち事は新ぎに似たるも、實は則ち古法に合せり、且つ經史詞章に於ても、仍ほ専門の設けありて、學者文人皆な才力を發揮するの路有り、何ぞ唐人か詞章を專攻したる下策、前明八股の俳艸を見て、儒者の本領と爲すを得んや、臣等の按定せる以上の方法は、主義を明に門類之を標し、等級を分ち、年限を計り、出身の路を籌り、防礙を除くに過ぎずして、其大畧を擧ぐる可し、此の如し、詳細なる章程の窮竟如何に斟酌損益すべきかは、救命の下に之を評議せしめて裁定あるべし、此一事は時を救ふの首務にして、振興の一端なり、伏して望む、我皇上危きを思ひ患を慮り、訓令して日本の學校章程を取り迅速に評議せしめ、聖斷を以て施行あらんとことを其人心を收め以て國基を固ふし、四海其德を瞻仰するは首として此舉に在らん。

## 二、文科を酌改す（文官登用試験法を改正すること）

科擧の一事は自強求才の首務たり、時局の難危此に至りては、斷じて配量變通せざるべからず、半年來官紳人士に諮訪するに、衆論皆な同じ、兩廣督陶模山東巡撫袁世凱より咨來せる奏稿に、之を論ずる甚だ懇切なり、其改正の大旨は、要するに有用の學を講述し、永遠經書を廢せざるを以て主義と爲す、即ち光緒廿四年臣之洞の上奏して允准を得たる科擧を變通する案に照して酌辨せんとす、原上奏は乃ち古今を酌參し、實を求め正を崇め、力めて新學を修談する者の謬論を駁したるものにして、舊章に原づき確實を求めたるに過ぎざるのみ、其大略は三場の前後を變更し、分場の成績表に各々去取あり以て場々の確實を期するに在り、頭場には博學を取り、二場には通才を取り、三場には純正を取り、以て粗より精に入るを期す、頭場には中國の政治史事を試み、二場には各國の政治地理、武備農工、算法の類を試み、三場には四書五經經書を試む、經義は即ち論說考辨の類也、頭場は中額採用の數に十倍し、二場は中額に三倍す、此原奏は禮部を経て、陝西に通行せり、其案有り以て査閱すべし、惟々聲光化電等の學は場内にて試験する能はず、請ふ此の試験を削除せん、此れ原と朱子が弊を救ふには、他の科目を兼ねて人を取るの意、歐陽修が場を追て順次鄙惡

乖誕なる者を淘汰するの法に基く者なり、又畧々現行の府縣にて童生を覆試し、學政が優貢を集めて試験するの規則に仿ひたるは、寒士の榜を候つて艱難し、考官の疲勞して草率なるとを免るべければ、益ありて弊なく、簡易にして行ひ易きに似たり、竊に惟ふ、今日育才の要旨は、多くの學堂を設け、門を分ちて實學を講究するに在り、考取據る所有り、牀用兼ね備はるときは、方に世用に裨益有らん、惟ふに數年内には各省は學校を多設する能はず、而も人才は一日も用ゐざる能はず、たとひ學堂をして大に興らしむるも、而も舊日の生員は歲已に長せん、資性較々鈍く學堂に入る能はざる者も、亦須く之か爲めに一出路を籌るへし、是故に科業の章理を漸改し、以て學堂の成就を待つへし、此方法に據れば、策論は乃ち諸生の能くする所にして、史學、政治時務は乃ち三場の策題にある所なれば、受験者は斷して章程の改正に因て閣筆を致さず、科場は更に改正に因て費を省く可し、而して去取漸く精にして學業漸く實に、得る所の人才固より已に較く前に勝らん矣、茲に畧々科舉に關する從來の規則を改善し、學堂と並ひ行はれて相悖らず、以て兩なから偏廢なきを期せんと擬す、學堂人才漸く多きときは、即ち科を按し、科舉士を取るの額を遞減し、學堂士を取るの額と爲すへし、其類敏にして志ある者は必ず漸次に其科目を改め、學堂に歸

入すへし、其學優にして年長する者文平にして品行端正なる者は、其資格を寬にして收容し、材を量りて採用す可し、或は副榜(註前に出つ)として、或は歲貢として多數人を舉げ、或は大挑を擴張して、舉人が進士の階級を経すして直に朝廷の試験に由り官を得る者あり、この試験は十二年に一回之を行ふの例にして之を名けて大挑と稱す、此所に擴張と云ふは、其年限を縮めて試験回数多くするの意ならん、科考毎に之を行ひ、或は其學力履歴を騰録し、置き議叙(議叙とは地方にて其屬官等に就き試験をなし、直に地方官吏に採用するの法)の参考となし、或は舉人に在ては孝廉方正、孝廉方正とは舉人の試験に由らず、郷中の薦舉にて舉人の學位を與へられたる者にして直に朝考に應ずるの資格ある者なり、但この例は常にあらずに比照し、生員に在ては己滿吏、己滿吏とは六部に奉事し一定の年限を経たるものにして正等の學位を得ざるも直に議叙に由り官を得るの資格を與へられたる者なり)に比照し、應分の資格を與へ官に入りて用を效さしむべし、宜しく以上各途推廣採用の數を總計し、以て毎料減額の數に充つべし、則ち舊日時文を專習する者も、亦尙ほ立身の階梯有り、十數年以後奮勉業を改むる者日に多く、株守沈淪する者日に少く、且つ仍ほ小學堂中學堂經書詞章の師と爲す可く、其衰老する者には優賞に従ひ相當

の待遇を與ふ可し、要するに但々宜しく多方其途を設け、以て中才寒士を恤み、而して舉人進士をして學堂出身たらしめ、以て濟世の人才を勵ましめん、但し稍々塲屋試士を停罷するの期を寛ふす可く、而して空疏實力無き者をして永く科目の名を占めしむ可からず、果して捐納一たび停めしめば、則ち舉人貢士生員決して其終に出路無きを患へず、此れ則ち兼顧統籌し、潛移默化して而して其窒碍行ひ難き者あるを患へざるなり。

### 三、武科停罷す（武官試験法の廢止）

文武兩科は並び稱せらる、而も兩科の輕重利弊は遙に同じからざるなり、國家官に任じ才を求むるには、章程の如何を論ぜず、要するに必ず讀書明理の士を用ふべし、近來應試の士文有つて實無きが爲め、改章以て實學を求むるなり、先づ畧々科擧の章程を改め、以て已有の人才を探り、次に廣く學堂を設け、以て未成の人才を教へよ、他日専門の學成り、躰用兼備るものは、仍ほ是れ此等讀書明理の人なり、其法に小變あるも、其意は仍ほ同し、武科の如きは、即ち然らず、硬弓、刀石の迂固より、戟、征、に、益無く、弧矢の利も、亦遠く、火器に遜るへし、武經を點寫するに至つては、大率、皆な、代、書なり、文字すら、且つ、知らず、況んや、輜、略、を、や、故、を、以て、軍、興、つて、以來、未だ、武科を、以て

功を立つる者あるを聞かず、凡そ武生武擧武進士の流は、符を恃みて豪霸し、健訟して鬪を佐け、官に抗し、民を擾すに過ぎず、既に國家に於て益無く、實に活理に於て害有り、此れ海内の人々能く之を言ひ、臣等の煩言を待つ無き者なり、或は謂ふ、武生等をして銃砲を改習せしむ可しと、知らず、利器民間に散布するの間は、流弊太だにして、實に防察するの法なし、萬々行ふ可からず、或は謂ふ、武生等をして武備學堂に入り、業を習はしむ可しと、知らず、學堂の定法は、水師陸師を論せず、皆な會て書を讀み、文理に通するものなるへし、若し文字を識らざる者ならんには、洋教師の善く教ゆるものありと雖も、精なるものは解する能はず、粗なるものは記する能はず、斷して教を受くるの地なかるへし、或は謂ふ、武科は、強梁不馴の人才を収る所以なりと、知らず、凡そ試験に應ずる者は、大率中産を有する家の子弟、椎魯遊蕩にして、讀書を肯せざるものなるを、乃ち之をして武を習はしめ、以て科目の榮を博するも、其弓馬衣装の費は、之を文生に較ぶるに多しと爲す、故に世俗に窮文富武の諺あり、夫れ士能を取り將を求むるや、本と良善守法の士を得て、教うるに禮義を以てし、授くるに技能を以てし、以て干城腹心の用に備ふるにあり、豈不逞の士を搜羅し、虎に加るに冠を以てするにあらんや、且つ天下の盜賊會匪も亦多し、豈に武科の能を網羅する所

の者ならんや、全日勇營甚多く、其材武有力の輩は、皆な容納す可し、何ぞ武科に藉らん、或は謂ふ古今の名將は未だ必ずしも盡く能く書を知らずと、知らず古の孫吳韓岳戚繼光今の羅澤南玉鑫彭玉麟等何ぞ一として古を學び文を能くするの士に非ざらん、間學問せずして名將と爲る者あるも、多くは經歷に由りて來るが故に兵勇より家を起して良將となる者之れあり、然れども今日已に洋兵と角勝する能はず武科に應ずる者の如きは、平日習ふ所皆な兵事と關係なし、既に銃砲の精を曉らす復た營陣の法を暗せず、武科に級第するに及んては、年齢已に長く、習氣に深し、唯年功を以て參遊都守（參は參將中佐相當官遊は遊擊少佐相當都守は都司大尉相當官守備中尉官相當官）と爲るものなれば何んぞ經驗實力ありと謂ふを得んや、按ずるに國家の官制に武職は營伍を以て正途と爲し、八旗世家も兵籍に非ざるは無し、此時兵事を講求せば、必ず須らく武學西操相資けて用を爲さしむべし、其學堂を卒業して營に入り、操練精熟する者には、予ふるに出身を以てし、官職に擢用し、將來内にしては禁衛となし、外にして將校となす者は、皆な此に之を取る可し、考拔擢用の法は、更に特別規則を設けて之を詳かにす、若し仍ほ舊來の武科を以て顯職に濫用せば、講武勵才の出路に於て妨げ有り、近年故の總督沈葆楨より以後、中外の大臣にして武科の規則改正を論ずる者甚だ多し、

蓋し久しく已に其弊あるを知れるなり、臣等之を今日の時勢に揆るに、武科は益無く、いて、損あり、請ふ、宸斷奮然、直に武科の小考、卿會試等の試験を一切停止せられんことを、其從來の武進士、武舉人は兵部より官を派して、一切に學習せしめ、其内の人材を考に察し、相當に之を任用し、必ずしも資格を調査し、順次に之を實職に補するをなさるべし、又武生の壯年にして志ある者は、其れをして武學を講求し、以て募に應し、伍に入るの用に備ふべし、疲勞者は其改業を聽すべし、此の如くするときは學校にて武學を講せし者、營弁の操練に精しきもの、其所屬隊にありて戰功勞績あるもの等は、其進級の途あるを以て、大に鼓舞奮興すべく、而して將校は皆な實用あるに至らん、此れ誠に自強講武の一大關鍵なり。

#### 四、遊學を獎勵す

學堂固り宜く速に設くべし、然れども多く設くるに非ざれば、以て用を濟すに足らず、多く設けんと欲すれば、則ち二難あり、經費の鉅なる一也、教師の少き二也、教師を求むるの難きは、經費より甚し、天下の州縣皆な學堂を立つるときは、其數必ず萬を逾ふべし、大學小學を論ぜず、斷じて許多の教師なかるべし、按ずるに外國の學校は其校則整肅にして、苦からず、其教法要を得て秩序あり、教師たるものは皆な實に專

門の長所あり其人を教する亦専門の教科書及一定の教授法有り凡そ一學校を立つる必ず先つその教ゆる所は何等の程度に至るかを限定し幾年にして卒業するかを算定し此頃の學業を總計すれば共に幾年若干時刻を要して方に能く教へ畢るべきか日を數へて列記し毎日必ず幾時間と課程を定め一刻も曠ふせず期の如くして畢るが故に成功最も確實にして學生も亦愉快に教を受く而して教法は日本を以て最も善と爲す文學は相近く課程は較速かにして其學生の成業を希望するの心をして懇切ならしめ其傳習は易く其經費は少く歸國は速かなり之を歐洲各國に較ぶれば其經費三分の二を省く可く其業成りて往返するに及ても期日の速なること一倍なるべし江蘇又は湖北省の學生が日本の學校に在る者多し故に臣等之を知る甚だ確實なり此時宜しく各省をして學生を分遣し出洋遊學せしむべし文武兩途及農工商等専門の學は須らく門を分つて習學せしむべし但し其志想確實にして文理に通ずる者を選んで派遣す可し學成り證書を受領し清國に回りたる後再び試験し學業と證書と相符合するときは即ち其程度を按じて進士學員と存じ以て各省學堂の及ばざる所を輔ふ是れ最も善策たり今や日本人才已に多し然るに現に歐洲の學堂に在つて習學する者尙ほ數百人あり此舉の益あるや

元

知る可し并に宜しく若干人を專派し其師範學堂に入れ専ら師範科を學び以て清國に回り各小學中學の普通教師に備ふるを以て尤も緊要と爲す再陳す官より支給する學費には限りあるが故に各省の士人に諭すべし若し自費を以て遊學し優等の證書を受領したるものには歸國後覆試して相符合するを得ば亦其程度を按じて進士學貢と爲すべしと此の如くするときは則ち遊學者衆く經費は必ずしも盡く官の籌出に由らず蓋し外國に遊學する者は但々經費を籌給するのみにして無數の心力を省き無數の人才を得べければ善策なりと謂ふ可し又自費を以て遊學する者は證書を按じ優獎採用することを許すときは則ち其經費をも多く籌出するを要せざれば是れ尤も善の善なるものなり此四條は才を求め治を圖るの要務とす其間事理皆互に相貫通し互に相補益するが故に先づ此四事を以て上陳す蓋し才を育するに非なれば存を圖る能はず文武の兩科を變通するに非ざれば學校を興す能はず遊學するに非ざれば學校設立の不足を助くる能はず之を今日の時勢に揆るに實に避け得べからざる緊要の急務なれば仰て宸衷獨斷し決意施行あらせられんことを請ふ又詳細なる規則は其詳議を要すべきも大綱の要旨は誠に移動すべからず其因循遷就の説を爲す者有

らば惟朝廷堅持して因循説の爲めに動かさるゝ莫れ其餘の各條目は別卷にて奏上すべし臣等反復商酌せんに意見一切相同じきを以て各自に上奏し雷同重復の嫌を避けんが爲に謹みて連名之を奏摺覆陳す伏して皇太后皇上の聖鑒あらせられんとを祈る謹み奏す

## 第二一回

頭品頂戴兩江總督臣劉坤一頭品頂戴湖廣總督兼署湖北巡撫臣張之洞跪奏  
旨に遵つて變法を籌議し謹みて中法を整頓する十二條舊來の中華の制度を改正する十二條の法案を擬し上書續陳して聖鑒を仰ぎ奉る竊に臣等前に已に興學育才の四條を連名奏陳したり竊に惟ふに國を治むるは病を治むるが如し陰陽の能く患を爲すは内足らざる所あればなり七情節せず然る後六氣之に感す此れ内政修まらざるに因て外患を致すの説なり創傷を療する者は必ず先づ其服食を調へ其臟腑を安んじ其の氣血を行らし其腐敗を去り然る後藥物針石を以てして功あり此れ新法を行はんと欲す必ず先づ舊弊を除くの説なり蓋し國を立つるの道は大要三あり一に曰治二に曰富三に曰強國既に治まれば貧弱の者以て富強を求

むべく國治まざれば富強の者も亦必ず轉じて貧弱となる中法を整頓するは治を爲す所以の具なり西法を採用するは富強を爲す所以の謀なり謹みて中法の必ず整頓變通すべきものを以て十二條を酌擬す一に曰く節儉を崇ぶ二に曰く常格を破る三に曰く捐納を停む四に曰く官に課し祿を重くす五に曰く書吏を去る六に曰く差役を去る七に曰く刑獄を恤む八に曰く選法を改む九に曰く八旗の生計を籌る十に曰く屯衛を裁す十一に曰く祿營を裁す十二に曰く文法を簡にす敬して朝廷の采擇に備へ左に臚陳す

### 一、節儉を崇ぶ

昔し春秋傳に衛文公の國を興すことを記するや農工商學の諸善政一として擧らざるなし而して首として先づ之を書して曰く大布の衣大帛の冠と是れ國家多難の際創痛の餘に當つて振興を求めんと欲せば未だ節儉を以て先務と爲さざる者あらざるを知る後世漢晉隋唐宋の令主の若き皆な儉約を以て著稱せられ遂に其の國を興せり伏して我聖祖仁皇帝の庭訓格言を讀むに繭紉の衣を服し兼味の饌なく宮女の數を省き内殿にては一甌用て四十年に至り宮闈一少年の費は只た前明の一ヶ月に該當し儉德昭に垂れ遂に以て亂に戢ち治を致せり今や京畿は彫殘し秦晉は饑饉し償金は浩大にして民生は困窮せり以後は如何なる景象を呈する

やを知らず、此時若し天意を挽回し、人心を激勵せんと欲せば、寅畏を貶損し、力めて節儉を行ふに非らずんば不可なり、竊に見るに兩宮西幸以來、備さに艱難を嘗め、力めて糜費を戒め、今年又明旨を奉じて例貢を裁省し、並に蹕路の虚糜を戒む、仰ぎ見るに聖心の乾惕震恐するは、此れ誠に自強の基なり、然れども回京以後を慮るに、所司は相沿ふを以て例となし、一切の供奉仍ほ成規に照らし、宸衷を仰諭し、成徳を賛成する能はざらん、因て請ふ、明に諭旨を降し、力めて節儉を行ふは、宮廷より始め、有らゆる不急の事業は一切に停罷し、無益の費用は一切に裁減せよ、即ち興さざるを得ざるの工事は務めて儉約に従ひ、核實にし、内務府の諸臣再び私を營み費を糜するものあらば必ず之を重懲せよ、並に請ふ、内外大小の臣工に諭飾し、務めて節儉に従ひ、力めて奢華を禁じ、有らゆる宮室輿服は力めて撲素を求め、應酬議會は浮糜するを得る勿れ、上官の歳時の供億は一概に禁絶し、督撫の巡閱學政の按試より一切の馳騁過境の貴官要差に至るまで、あらゆる舟車館舍厨傳の供張は嚴に華侈を禁じ、需索して騷擾するを准さず、商民に寛にして職官に嚴にせよ、旨に違ふものあらば上官は立どころに彈劾せよ、此れ惟う物品を愛惜する心のみならず、乃ち憂患を忘れざるの意を昭かにする所以なり、且つ玩好を尙ばざれば、則ち工に淫巧なく、而

して力を製造に併せん、侈靡を崇ばざれば、則ち商に資本少きも、其の贏餘は多かるべし、官は儉を以て廉に、民は儉を以て足る、農に富多ければ、則ち有用の貨物は賣れ易し、工に正業を執れば、輸出の利源日に擴まる、是れ惟に本を務むるの常經のみならず、抑亦外を取するの要策也、恭しく聖諭を讀むに、屢々臥薪嘗膽を以て言を爲せり、夫れ天下四海をして朝廷實に臥薪嘗膽の志あるを見せしめんと欲せば、必ず三事より初めよ、一に曰く儉、二に曰く勤、三に曰く破格、三事の中惟に儉最も顯著にして行ひ易しとなす、臣民を化して財用を大にするときは、其効も亦最も速かなり、必ず朝廷時莖に在るの心を忘れざるあらば、即ち國勢否を轉して泰と爲すの望みあらん。

## 二、常格を破る

從來國家開創の初めには、節を疎にし、目を闊にして上下の情通し、既に周ねく民隱を悉し、亦能く賢才を鼓舞す、故に功を成すや易し、中葉以後は文に拘り、義に牽かれ、上下否隔して民情は多く上聞に達せず、人材も亦自ら隱遁す、故に治を致すに困難なり、今外患日に迫り、政權漸く侵され、適に光緒初年の盛運に非ず、時局已に常局に非ざれば、則ち政事豈仍ほ常格に拘泥すべけんや、伏して聖諭を讀むに、云ふ有り、積





兵民皆用ゆべきなり、上天は下澤し、堂高く廉遠し、其の分は肅まざるべからざれども、其情は通ぜずんばあるべからず、尊崇嚴畏の意過多なるときは則ち誠懇忠愛の意漸く少なし、必ず朝廷群臣を軀恤するの心あり、聖も自ら聖とせざるの意あらば、臣下は忠言を進め、庶民は皆な休戚を同ふするを得ん、諭旨中に所擧の朝章國故の變通酌定を行ふべきもの有るや否やは、臣等の敢て擅擬する所にあらず、請ふ廷臣に飭下して詳議せしめ聖裁を請はしむべし。

三に曰く用人。承平人を用るに多く資格に依るは躁進を抑ゆる所以なり、時危ふして人を用るに必ず英俊を取るは艱難を濟ふ所以なり、今の仕途にあるものは必ずしも其れ皆な下劣ならず、同一の才幹あるも而も尋常定見なき輩は難局に處し難く、精力漸く衰ふる者は改進に憚り、地位漸く高き者は下問を耻ぢ、平日吏才を論する者は事務の経験多からざるを患ふ、今や政治を變更するの際に當りては、則ち惟も事務の経験太た多きを患ふ、蓋し其所謂事務の経験は空文を猶習するに過ぎず、中外の時局に於て素より未だ講求せず安ぞ閱歴あらん、而も迂談謬論成見胸に塞かり、惟も西法の長處を學ひ、又は之を採用する能はざるのみならず、即ち中法の弊も亦必ず銳意掃除するを肯せず、古人言へる有り、老者は之を謀り、壯者は之を行

ふと、之を今日に施さは適當なるに似たり、或は進級太た驟かなれば百方手を盡して之を求め、或は萬一の僥倖を希ふの風を開き易しと謂は、畧々宋人の外吏轉官に仿ふに如くはなし、若し其人四五人の保證推薦者あらば即ち破格之を用ゐよ、此の如くなれば則ち私に徇ひ援引するの弊除かれん、一人の保證推薦する者に止まるものあらば、則ち必ず之を試むるに事を以てし、果して實力あらば然る後破格之を用ゐよ、此の如くならば、則ち虚聲誤采の弊免れん、若し下を馭するに、但々之を責むるに文貌を以てし、人を用ゆるに、仍ほ之を困むるに例章を以てせば、則ち得る所の者は皆な尋常の俗吏のみ、豈能く非常の艱難を救濟するの人才を得んや。

三、捐納を停む(捐納とは金員を朝廷に獻して官位を買ふを云ふ)

捐納の吏治に害あり、正途に妨げあるは、人々能く之を言ふも、戸部(大蔵省)は毎年三百万の收入あるを以て其停止に同意せず、按ずるに銜封翎枝貢監等(銜封は朝子、玉の封は朝子にして一定の位階あるもの、一定の實玉を用ふ故に銜封は位階と見て可なり、技翎は特別の勞績ある者に賞與するの朝飾なり、多くは鳥の毛を以て之を作る、貢監の貢は貢生、即ち貢生の優等なる者にして國子監、即ち北京に於ける特別大學の生徒也、監は監生、即ち監生の優等なる者にして國子監の子弟等にて特に國子監の生徒たるを許されたる者也)の常捐の如きは本と停止するの要を見ず、常捐の範圍を推廣するか若きは、但々榮名を與ふるのみにして實政に關係無き者なれば皆な擴張して可なり、譬へは清班

の銜又は章服の貴の如きは公平に處理して其捐免を許可すべし省分に遊幕たるものは捐すれば官に服するを得せしめ、寄留者は捐すれば試に應ずることを得せしめ、生員は捐すれば歲考に應ずるを得べく、節孝の旌表も捐すれば年限を永ふし寛に從ふべし、又は匾額を賜ひ坊を建つるの類の如きも、皆な酌加して推廣すべし、請ふ勅を戸部に下し博く衆議を采り、量りて推廣を爲せは、必ず捐數の大半を補ふべし、たとひ或は百餘萬の數に満たざるも、又今日數千萬の償金を籌出すべきの時なるも、此の區々たる捐納を惜みて其停止を牽制すべからず、自強の要政に妨げあらん請ふ宸衷獨斷して明かに諭旨を降し、此回山西陝西地方の飢饉の爲め開始せられたる捐納の完結後は、即ち永遠之を停止し、以て士氣を作して治源を清ふせよ

四、官に課し祿を重くす

方今事變日に多く、京外の各衙署は僅に時文に通し成例を解するもの、決して其の任に勝ゆる所にあらず、世用を濟さんと欲せば學に非ざれば由なし、請ふ京城に仕學院を設け、外省には孰れも教吏館を設け、多く中外各種政治の書を儲ふべし、凡そ中外の輿圖、公法、條約、學制、武備、天算、地理、農工商鑛等各學の書を皆な其中に萃め、端正博通の人を選びて教官となし、候補各員をして、其の中に入らしめ、科を分つて

講習し、嚴に課程を定め、切實に試験を行ひ、上達者には證書を與へ、材を量りて任用し、昏惰なるものは懲戒して尙ほ留學せしめ、教ゆべからざるものは罷めて郷へ回へすべし、現職の各官中にも館に入り討論して益を求めんとを願ふものあらば之を許すべし、但し善く之を教へ以て其の材を培養せしむべし、尤も祿を重くし、以て其廉潔の心を養はしむべし、案するに京職の俸銀俸米は其額多からず、加之銀價は賤しく物價は貴きを以て、實に自ら給するに足らず、而して都察院の各科各道は風憲の官たり、(都察院は政治の得失と百官の常守を嚴察して皇帝に奏聞し、以て紀綱を正す、各部の官衙を監督するを司る官衙にして、内には吏、禮、兵、工の六科を置きて、中央の六部の官衙を監督し、外には十五省に監察司を派遣して、地方の行政を監督し、中視す各科各道とは内に居る六科の官吏と外に派遣する各省の官吏を云ふ、翰林院詹事府(翰林院は國史編纂、經書侍講、制誥起草を掌り、詹事府は國史、翰林院は人材を儲ふるの地たり、故に俸給最も優給すべし、光緒八年に戸部奏定して各省をして京官の慰勞金二十六萬兩を送らしむ、然るに之を行ふと一年にして又此金を以て租税に充てられ、且つ原定の金は減少せられ、大小の各官に徧く分給する能はず、其分給を得る者も亦金額少なきが爲め日用の費に充つるに足らず、故に今日速に別に方法を設けざるべからず、三品以上の大官に至りては用度甚だ繁く其關係する所も又重しとせず、必ず大小の各官に徧及するとを籌るべし、其各目を養廉銀となし、慰勞金と

なす勿れ名正しく言順ふことを爲せ謹みて天恩を仰ぎ原議の京官の慰勞金二十六萬兩を以て尙ほ各官に給せんと欲す此の銀の出途に至りては各省をして其數の如く籌出せしむべし猶ほ請はんとす此回奏請して屯衛の各官を淘汰せんとするに依り其將來節約し得べきの金並に衛田に於て開始せんとする捐納金を以て支給するか又は別に他の方法を以て籌金し支給するか聖旨を以て評議施行せしむべし大約一百萬兩にして不足なかるべし此銀は即ち各衙門に於ける公事處辨の費となし以て請托賄賂の惡習を杜絶せんとするに在り外省の府縣等の官に至りては甘苦一ならず知州知縣には民に範たるの責あり知府には知州郡を率ひるの任あり斷して貧困に苦累せしむべからず土地瘠せたる州縣は即ち其の罪類の輕重を見て囚獄を霽きて民を病ましめ通衢に當れる所謂衝繁の州縣は公金を他に流用填補して國を病ましめ已むを得ずして一時を彌縫するの策を爲すが故に國と民と交々病むに至る之を以て富の度高き處は契稅雜稅を隱匿し驛站の費額を減削し甚しきものは水旱饑饉等の例災を捏造報告するに至る蓋し州縣は官卑くして事繁く科考費の割付け警吏送迎の繁費大官驛路通過供應委員通常差遣の應對等に費すものは其の養廉俸は以て之に支給するに足らず故に迫りて前陳の

舉に出でざるを得ず是を以て州縣一分の繁費多ければ即ち間接に國庫一分の税源を傷く知府の公費は皆な之を州縣より取るにあらざるはなし然るに公費一ならず往々事に托して徵收し非常に收斂す故に府州縣皆な公事處辨費を以て備ふるときは能く心を國事民事に盡さん請ふ勅を各省に下し其本省の情況を躡察し州縣の繁費を省き上官の需索を禁せしむべし其公費足らざる者は職田を給するの一法を設けんとす按するに晉唐宋明以來の郡縣等の官は皆な職田あり明に又邊臣養廉の田あり此制仿ふ可きに似たり各州縣を調査するに大率皆な公に充はつるの田又は荒廢したる官地を私に開墾して未だ租稅を納めざるの地及び原主既に死亡し地券は久しく之を失ひ而して惡徒に横領せられて争訟數年に渉る財產等あり此類の田地若し精査せば一州縣少くとも數十頃あるべし即ち此等の財產を以て州縣職田の用に充て其租稅を收め以て公費の資とせん州縣官既に苦累の言ふ可き無ければ任を久ふして責むるに實政を以てすべし若し地方重要辨し難き事件あらば別に人を撰みて其事件に當らしむべし其事件の如何に因りて之を轉任せしむべからず一切の公費は責むるに出納の明確を以てし猥りに侵し欺くを得ざらしむべし知府中に公事處辨の爲め費用竭乏して蹉跌するものあらば

亦爲めに公費を籌増せよ、養廉銀及公費を増加せし、以後に至りて、京外の各官尙ほ貪歛非行を逞ふするものあらば、彈劾して免職したる上、尙ほ罰金を追徴すへし、方今國家窮困の際、豈其經費を増加するとを願はんや、然れども果して賢才をして北門貧窶の憂なく、官吏をして公事に務めて私を忘るゝの志あらしめば、則ち國家の經濟は必ず餘裕あるに至らん。

### 五、書吏を去る（書類を掌る屬吏）

書吏の政を害するは、相襲ふ已に二千年、今仰て乾斷を蒙り、一旦、之を刊除せば、天下の臣民欽頌せざるなけん、臣等歴年見る所の六部より發送する文書は舊案を查叙し、數目を計算するに過ぎずして、未だ事理に論及せざれば、下級の官吏も優に之を爲すべし、其質問するものは某の例案と相符合せり、又は實際の情況に相違なしと云ふに過ぎず、其辨駁するものは舊例と合はず、窒礙行ひ難しと云ふに過ぎず、間々古今に援據して議論をなし、事理を指陳して語に斷制あるものは、必ず司官筆を乗り或は堂官の改定したるものなること一見して知るべし、決して稿書を経承する輩の能く爲す所にあらず、然らば則ち此輩一も長ずる所なく、但々巧みに賄賂を索むるのみ、外省各衙門（官廳）の書吏に至りては、弊害も亦更に多し、督撫衙門の兵房（役所

藩司の吏房、戸房、州縣の戸糧房、稅契房等皆な此弊害あるを免れざるなり、而て縣尤も甚しとなす、兵亂の火災以後、各種の簿冊多くは已に存するなし、徵稅の原簿は皆書吏の手にあり、緩欠飛瀝して其弊極めて多く、州縣を強制し、鄉民を盤剝せり、稅契の一項は包攬隱匿して官如何ともするなし、其實は大小衙門の書吏に論なく、其技倆皆な庸劣を極む、凡そ緊要の奏牘、咨札、詳稟は或は其本官自ら稿を草し、或は委員幕友稿を作り、書吏の能く筆を動かすものなし、能く爲す所の者公事を例行し、手本に依りて壺盧するに過ぎざるのみ、各局の文件の若きも例外の事件は皆委員の草稿なり、清書するに至りて滿紙の俗字且つ誤謬脱落あり、尤も惡劣にして實に公事に妨げあり、正に諭旨の意を擴張し、外省書吏の積弊に對し、大に整飾を加へんとす、昨日電報を以て傳へられたる諭示を讀むに、已に各省の書吏は概ね裁汰を行へ勅旨を奉じて辨理すべしとの明諭を奉じたり、茲に各省の書吏を一律に汰除し、委員を改め用ゐ、其額にて辨稿の經承を設け、督撫司道知府直隸州等の衙門に其本省の候補佐貳雜職等を用ゐて之を爲さしめ、稱して稿委と爲ん、繕寫清書は其本省の生員を用ゐて之を爲さしめ、稱して寫生と爲さん、惟ふに各衙門に要するは清書の人數甚た多し、生員の寫生に選充すべき者のみにて不足する時は、則ち生員の外に於

て該衙門從來の清書員中に就て謹慎法を守る者を選びて書手となし、稱して貼寫生と爲せ、同道州縣の首領、佐貳、教職等の衙門は、則ち稿書に生員を用ゐ、もし生員足らざれば、則ち監生、童生、童生は未だ生員の試験を受ざる學生を用ふるも亦可なり、稱して稿生と爲せ、清書は別に書を読み身を終るの人を雇て之を書しめ、亦稱して寫生となせ、名を改めて生となす所以の必要は、以て士人を改用するの意を示すなり、縁書吏の一項は、久しく已に世の爲めに誦病せらる、人既に視て重するに足らずと爲す、吏も亦遂に自ら重んぜずして、輕しく法を犯す、今一律に士人を改用し、其名目を優にせば、則ち稿生、寫生皆な顧惜廉耻の心あり、翫法營私の習を化し去らん、督撫、司道、知府衙門の書吏は、向に其報酬として飯食津貼等各項の銀あり、即ち以て稿委寫生の報酬に充て、州縣等の衙門は、其地に就て籌金すべし、臣等到る所の各省を以て之を論ずるに、其候補佐雜(佐は佐貳、雜は雜役)は文理通暢し、心地明白なり、而して任用せられざるが爲め困苦する者甚た多し、此等は稿委として任用するに足るへし、按に委員の辨稿は乃ち古人の州縣に六曹掾屬(州縣内の六部の屬官)あるの意なり、生員の繕寫は乃ち鄉會試の謄録に生員を用ふるの意なり、中等の省には佐雜百餘人、生員千餘人を用ふべし、大省は多かるべし、既に候補の人員をして公事に傳

習せしめ、又本省寒士の爲めに、一の生計を與うるものなれば、實に一舉にして數善ありと云ふべし、惟に此等の書吏を裁除するには、皆代々の業務なるが故に、任滿吏の等級を進められ、又は官職を與へらるゝの例に照らして之を與へ、並に其從來受領し來りたる報酬の二ヶ年分を賞給し、其輩をして自から職業に就かしめ、以て躰恤を示すへし、州縣の書吏は、州縣をして自から酌賞を行はしめよ、もし新に稿生、寫生等を換へ、一時其事務に熟習せざるを慮らば、或は各省に於て自ら情形を酌量し、二ヶ年を以て之を裁汰せよ、惟に各州縣の戸房糧房は、徵稅原簿を藏匿し、以て奇貨措くべしとなす、是れ最も法律を無視する惡むべきの輩なりとす、今聞く之を裁汰せば、必ず多く抗匿して交付せず、甚きは別に偽冊を造らんと、然れども州縣に於て其割引受領書を精査せば、原と精算するに難からず、但恐る繁細なる税金は、其取立に於て稍々阻礙あらん、請ふ各省の州縣、戸房糧房を數年に分つて裁汰を爲せ、督撫は其情形を躰察し、一ヶ年に先つ六七縣、或は十餘縣を處辨し、其の清理の易きものより着手すべし、もし該吏中に敢て糧冊を抗匿銷燬するものあらば、即ち奏請して斬に處せん、處辨するに規模あるを俟つて、即ち一律に推行すべし、然る時は、永く官を要し、民を傷ふの弊を除かん、各部の例則に至りては、亦各部の臣下に敕して繁を刪

少簡に就き時に因りて宜きを制し以て虚文を省き實を收むべし塵積既に省かるゝときは則ち吏を以て師と爲すの縣官も自ら口を籍る所無けん。

#### 六、差役を去る(差役とは官衙の雜役也例之書類送達召換逮捕催科檢視罪人監守等に當るもの)

差役の民害を爲すは各省皆な相同じ必ず郷里の無頼始めて此の職に充てらる差役の害たる召換の時其の累を他に及ぼしては罪人より錢財を貪り看守には凌虐を極め檢視には賄賂に由りて罪科を轉重し或は逮捕を淫りにし或は罪惡を庇護する等其害述べ悉くすべからず人民差役を見るときは首を疾まし額を盛め視て虎狼蛇蝎の如くせざるものなし差役の民を擾すの事は其官に報告せらるゝもの什分の一に過ぎず其の官に報告せられて處分せらるゝもの亦十分の五に過ぎず其手段は師徒相承けて根株蟠結し黨羽繁滋す從つて改革すれば從つて復舊し良吏有りと雖ども只々其場合に懲儆し稍々其暴横を抑制するのみ而して終に種々なる擾民害民の弊をして一概に杜絶せしむる能はざるなり蓋し官衙は事々其差役を必要とし州縣は皆な其の任を久ふせず勢之を鋤去して別に良法を籌る能はざるなり今や差役白役を分別裁汰せよとの明諭を奉じたり此れ誠に民を恤み治

を圖るの要諦なり此の事は當に有司に轉飾し明諭に遵ひ切實に辨ずべし惟ふに州縣の聽訟理刑催科緝捕等の事は其驅使に供するの人員なかるへからず繁劇の州縣に於ては人員少ければ亦其用に足らず雜給の定額は多からざれば其人員を雇ひ入るゝに足らず依て州縣をして自ら兵を募り以て驅使に供せしめんと欲す大府は百餘名小縣は數十名以て前述各種の驅使に供すべし此の兵は既に官に於て募らるゝ者なれば官自ら必ず妥實信すべき人を擇ひ且つ其去留の權は官にあれば彼等の自然に官に向つて要請する能はず習氣は未だ深かゝらず弊をなすは甚だ巧なる能はず官をして約束嚴明ならしめば民の害を爲さざるべし然らば兵を用ゐると差役を用ゐるとは利害相去る懸絶なり若し人其地に慣れざるを慮らば其罪案を傳へて召喚するには郷中より之を保送せば可なるべし若し逮捕に際し其賊蹤を知了ざるを慮らば其時に臨みて探偵を使役すべし此項の養兵費は各州縣をして其情形を体察し其地にて算定すべし若し州縣に於て籌金すべきの財源なきを以て口實とせば尙ほ一の良法あり大率民間の訴訟には必ず訟費なるものあり少なき者は錢四圓多きは數十百圓未だ審斷に至らざるも一たび法庭に於て受理せられたるときは先づ此の錢を納むべし訟る者は之を視て成例となせ

り、何れの處に於ても従前より皆な此陋規あり、其訟費の需索稍々輕き者は、即ち幸なりとし、之を忻へは應に州縣に令し、其舊規に照らして裁減し、其額を一定し、以て之を制限し、此以上には一厘たりとも需索することを許さざらしむべし、民に示して周知せしめ、此錢を以て兵を養ふの費と爲さば、民間差役の害を去るを樂むが故に、忻舞して之を納付せざるものあらず、大縣は訟多く、小縣は訟少し、もし兵を養ふの費に足らざれば再び地に就て義捐を募れ、人民必ず樂みて之に従はん、惟ふに職務多忙の州縣にては、差役多きは數百人に至る、驟に之を免除して、其終には盜賊に變せんことを慮らば、五ヶ年間を以て次第に免除し、並に三年の給料を與へ、其をして各自に生計を謀らしむべし、此害を去らば、則ち民氣漸く紓ひ、教養施す所あらん、各國に於ては精査保甲（保甲は犯罪者の報告、戸籍變更の登記、犯罪者逮捕補助等の爲めに設けたる民間自治體也、甲は百戸、保は千戸を統ぶ）巡街、查夜、禁暴、詰奸等の事は皆な巡捕兵の責に係る、其人更に下流猥賤の人にあらず、其長官は武人なり、日本にては警察と名け、其の長を警察長と名づく、而して之を統ぶるに警察部を以てす、其規定は大要民を安んじ患を防ぐを以て主と爲す、清國の保甲局（保甲を監督する官衙）及營兵堆卡と略々同し、然るに警察官は學抄の出身なり、故に規則甚だ嚴にして、用意甚だ厚し、凡そ一切の戸籍を調べ、道路を清し、火災

を防ぎ、良姦を別ち、盜賊を詰る等の事は皆な警察之を爲す、聞く、京城に於ては、現に巡捕を設立せんとすと、將來、各省に於ても、仿ふて、之を設くべし、茲に州縣に令して兵を用ゐしめば、巡捕兵を用ふるの意と相近からん、當に繁盛なる城鎮に於て外國の成法を探り、並に本地の情形を參酌し、先づ試みに之を行ひ、漸次に推行せん、警察若し設けらるゝときは、則ち差役の害は以て永久に除去すべし、此れ尤も吏治の根本にして、惡を除き、良を安するの長策なり。

### 七、刑獄を恤む

魯の曹劌を論ずるや、謂ふ、小大の獄必ず情を以てするときは、戦ひの具となすべしと、遂に一戦して強齊に勝つ、誠に獄を以て生民の人命となすなり、民心を結び、強敵を禦ぐ、其端皆此に基く、談にあらざるなり、我朝は列聖皆な庶獄を哀矜するを以て爲す、大清律例は之を漢隋唐明の律に較ぶるに、其仁慈寛平相去る霄壤なり、然るに、州縣の有司は政事繁に過ぎ、文法密に過ぎ、經費多きに過ぎ、而して眞實に民を愛するもの多からず、是に於て濫刑連累の酷なる、囹圄凌虐の弊ある、往々にして之を耳にせり、良吏ありと雖も、時に隨ひて之を消滅せしむるに過ぎずして、終に盡く頽風を挽回する能はざるなり、外國人の中、華に來る者は、往々親しく、州縣の監獄



に入り、或は州縣の裁判を觀て、首を疾まし、額を蹙め、譏りて、人類を賤視するものとなせり、民を驅りて、耶蘇教に入らしむるは、之か爲めなり。蓋し外國に於ては百年以來、聽訟の詳慎なる、刑罰の經簡なる、監獄の寬舒なるや、從つて苛酷のことなし、故を以て民氣發舒し、人々耻有るを知り、國務以て強なり、夫れ中外の情形同じからざるや、外國の裁判事件は證據を以て定め、中國の裁判事件は供述を以て定む、衆證に照らして確鑿なるときは、即ち同獄成るの例にして、上告せざるもの甚だ罕れなり、故に外國の聽訟は拷問を用ゐず、重罪も大辟に至る罕なり、此の兩端は中國遽に仿ひ難し、然り而して明に慎みて刑を用ゐる獄に留めずとは、大易の文なり、圖土は職事を教ゆとは、周禮の典なり、疑獄は衆と共にすとは、王制の法なり、此れ皆な中國の古典舊章にして、西法と關係なし、今九條を酌擬す。

一に曰く、訟累を禁ず。訴訟有る毎に差役、家丁は必ず訟費を索め、其の家の貧富を視て以て多少を爲す、少くとも制錢四千文を徵す、少しく財産あるものは意に任せ、て索求す、其欲心に満足せしめざるものは、則ち曰く、事件未だ傳濟せざれば、官に致すも、法廷に出づる能はずと、恤民の官之が爲めに、定數を酌減して、多く求むるを許さざるべし、然るに一官の禁する所は、後任者も亦然らん、差役革めずんば、此弊除か

ず、傳案の連累に至りては、最も民の害を爲せり、其中原告の誣攀する者あり、亦た吏役本官を懲憑する者あり、亦必ず吏役を裁去して方に能く杜絶すべし。

二に曰く、文法を省け。承審の例限は處分太だ嚴にして、而して命案、命案とは人命に關する罪案なり、盜案の報少なし、必ず犯罪者が供述するを俟つて、而して後に詳報す、盜案の例限は處分甚だ嚴に、且つ必ず犯人を獲る過半數にして、又兼て盜首を獲て方に免議を予ふ、而して盜を僞るの事多し、有を僞りて無となし、劫を僞りて竊となし、多を僞りて少となす、各省從つて一の實を報ずるの人なし、人命案は報ずるも罕に結了するも罕なり、則ち私に人命案を和解し、又は之か證人を斃す事多し、是れ民冤の伸ひざる所以なり、盜案は早く報ぜず、實報せざれば、則ち盜賊已に起つて上官知らず、是れ寇亂の潜伏する所以なり、二事關係甚だ大なれば、例處を寬減するに非らざれば、斷して命案を拖延し、盜案を禁絶するの法なし、上控するの案に至りては、其官吏の偏私するや、實に冤抑するものあり、應に徹底嚴懲すべし、乃ち近時告訴の往々狀師の作意に出づるものあり、只管災累を懸け、騙取を事として、被告を苦むるものにして、初めより其意告訴を起すも、之が判決を俟つに在らざるを以て、徒に被告を繋留して、日久しきに涉り、原告遂に案に到らざるものあり、原と原告の案

到らざる二ヶ月に及ぶときは、其上告は無効となるの例なり、然るに二ヶ月の久しき索累已に多し、即ち其被告は省より押發するも原告或は已に逃匿し、或は中途にして潜逃し、誣累して人を害し、其情尤も悪むべし、請ふ明らかに例章を定めよ、若し上控の案已に批發して、二ヶ月の後、案に到らざるものは、例に照らして其上控を棄却したる上、並に上控者を捕縛して處分すべし、以後再び此案を上控する者も亦た之を處分し、又其訴訟を構成したるものも一同に嚴辨すべし、並に請ふ上控事件を遅延せしめたるの處分も情節を分別して辨理せよ、此れ亦施累を省くの一端なり、三に曰く刑責を省け、敲扑呼囂して血肉横飛するは、最も和を傷り理を害して民牧の義に悖れり、地方官相沿ふ已に久しく、漠として心を動かさず、夫れ民は法を犯すと雖も之を哀矜するの心を存すべし、供情未だ定まらざれば罪あると否とは尙ほ知るべからず、理宜しく詳慎にすべし、況や輕罪の如きは當時法の如く懲戒するも、日後仍ほ其勉めて良民となるを望み、更に宜しく其廉耻を存すべし、請ふ以後盜案命案にして證據已に確なるも、認供に肯ぜざる者は其拷問を許す外、凡そ初犯者の訊問の時及び牽連の證人は斷じて輕しく刑責を加ふるを許さ、れ、其笞杖等の罪は地方官より情形を鉢察し酌量して羈禁となし、或は數日或は數旬にすべし、凌

虐して久しく繫くを得ず。

四に曰く衆證を重んず、外國の問案(裁判)は専ら證人に憑る、衆證既に確なれば即ち本犯の供述を必要とせず、然るに外國の問案には專官あり、刑律には死罪少なし、時刻には間暇あり、故に従容として取調をなすべし、監禁苦ます、故に確證あるものは狡猾なる供述をなさず、且つ警察の法最も密なり、平日良惡の職業街巷の蹤跡一周知す、故に證據多し、問案には皆な數人列坐せり、證人も從つて管押せられず、故に又人を證する易し、中國州縣は事繁くして素より警察なし、而して刑罰は較、嚴にして、出入は甚た鉅なり、旁人多くは證をなし肯せず、犯人自ら必ず倖免を圖る、此れ刑罰に連署を求むるの由て來る所なり、今惟、定例を申明するの一法あり、以て稍、此弊を救ふべし、案ずるに例載の衆證明白なるときは、即ち獄成るものにして對問を要せず、然れども此に照して斷ずるものは往々翻控し、問官(裁判官)は賄を受たりと誣告するに非らざれば、即ち證人を誣りて贓を得たりとせり、故を以て確供あるにあらざれば敢て詳辯せず、是に於て反覆刑求するときは則ち拷掠の慘あり、多人連累せられたるときは瘦斃の冤あり、請ふ以後の斷案は死罪には其白情供述を必要とする外に、其軍流(流刑の兵營に發往して原籍を去る數十)以下の罪名に於ては其犯人の

狡供したるが爲め引延して半年以上に至るものは、果して衆證の確實にして、其證人も皆な公正信ずべきものなれば、上司之を反覆訊問し、疑義なきものは律を按して罪を定め、奏咨して確定すべし。若し再び京控(京師に控ふること)又は上控(地方に控ふること)するも均しく受理するを許さず、夫れ既に死罪にあらず、又衆證あり、且つ覆審するときは、犯人をして服罪し肯ぜざるも、意に不足あるに過ぎず、斷して其罪あると否との全然顛倒するが如きことなかるべし。此に據て案を定めば、則ち全案訊問すべき人は、以て保釋して其職業を執らしむべし。夫れ一人の軍流の爲めにして、幾人の職業を妨廢し、無數の人命を施斃することを致すあらば、孰れか得、孰れか失、仁人良吏必ず能く之を辨ずる者あらん。此は則ち酷刑を省き施累を恤むの大端なり。

五に曰く監羈を修む(監獄改良の意)。州縣監獄の外に又羈所(未決監に近似す)なるものあり、又交差押帶等の名目あり、狹隘汚穢にして、凌虐多端なり、暑疫傳染して多くは瘦斃を致す、仁人親聞するに忍びず、之を地獄に等ふす、外人尤も之を痛証して、之を比するに野蠻を以てす、夫れ監獄は無るべからず、而して酷虐あるへからず、宜しく各省をして法を設け、籌金せしめ、臬司(臬司とは按察使の異稱なり)府廳州縣各衛門の内監外監を大に改修を加へしむべし、地面は務めて寬敞に、屋宇は務めて整

潔にすべし、口食及び冬夏調理の各費を優給すべし、禁卒の凌虐時に隨ひて嚴懲すべし、羈所の一項に至りては、竊賊地痞無賴漢及び重大なる事件の犯人が、自情未だ確ならず、罪名未だ定まらず、保釋引受人未だ至らざるものを管押する所以の處なり、定例には明文無しと雖も、而も各省州縣處として之れ無きはなし、蓋し此等の犯罪者は、若し保を取らんとするときは、十中の九は潜逃し、斷じて行ふ能はず、旅店に住宿せしめ、差役をして看守せしむるときは、則ち賄賂を求めて之を虐待する更に甚しきも稽考するに由なし、故に羈所の一項は、勢ひ設けざる能はず、案ずるに雍正三年刑部尙書勵廷儀奏す、監禁は宜しく内外を分つべし、内監は以て重要な犯人を居き、外監は以て羈せられたる輕犯、並に其案内の聽審犯人を居かんと、部議(司法省の意見)之に従ふ、是れ今の羈所は即ち本と勵廷儀の奏する所の外監の意なり、請ふ明かに章程を定め、各處の羈所は、務めて寬整潔淨ならしめ、虐待を許さず、亦た多くの犯人を一處に押するを許さず、傳質者の歸入せらるゝ候審所即ち拘留所に至りては、各省多くは已に設立せり、其餘の差帶官店等の事は、務めて須らく禁絶すべし、此の事の實辨すると否とは、房屋の驗す可き有り、掩飾すべからず、六に曰く工藝を教ゆ。近年各省多くの遷善所改過所を設立する者あり、亦間、教ふ



かにするに足らんや、案ずるに近年盜匪の各罪案は外省多く奏明し改めて監禁數年となせり、請ふ以後は、軍流罪は皆な情重きを以て、舊に照らして發遣する外、其流刑徒刑の兩項は、地方官より情狀を酌量し刑部に詳報し、贖罪銀若干を納めしめ、以て監獄の經費と爲し、改めて羈禁幾年と爲すべし、本例に定むる所の年限に比して少しく減ずるときは、則ち該犯は實際に拘留せられ、又沿途護送の煩を省くを得て、亦兩々から裨益あるに似たり

九に曰く、**專官を派す**。監羈の一事は固より屋宇廣潔なるべし、尤も時に隨ひて舛恤し、凌虐を禁絶し、必ず專官ありて之れを司るべし、然るときは方に實濟あらん、吏目典史共に州縣の屬官也、は知州知縣より卑ければ考察する能はず、案するに各府に皆な同知通判共に知府を輔けて府務を掌理する官あり、其の司る所の清軍鹽捕水利等の事は久しく具文となり、一も事を事とするなし、按するに今の通判は宋朝にても亦通判と名つけ或は簽判と名つく、明朝にては推官と名つく、皆な獄囚の訴訟を兼管す、故に文人稱して司李となし、俗人稱して刑廳となす、請ふ命して定章となし、每府に即ち實職の同知を派し、専ら各屬の監獄を稽察するの事を司どらしめん、同知の省を同ふせざる者は、同省の通判を派し、兩個月毎に偏く所屬の外縣に赴

き稽察する一回ならしめん、同省に二人の同通を有する者は二人分往し、一ヶ月に稽査する一回、同城の縣監は十日に稽察する一回ならしむべし、監獄善からず凌虐未だ禁ぜざる者は、其の實に據り督撫臬司に報告するを許し、濫刑の例に照して彈劾處分せん、府監を稽察するは道員の責とし、司監は督撫より隨時に委員を派し稽察せしむべし、之を要するに差役を去れば、則ち訟累除かるべし、文法を寬にすれば、則ち命案盜案に遲延又は忌諱する少かるべし、刑賞を省けば、則ち廉耻培養すべく、衆證を重んずれば、則ち辜無くして拖斃せらるゝ少なるべし、監羈を修むれば、則ち民命多く全かるべし、工藝を教ふれば、則ち盜賊稀少なるべし、驗費を計れば、則ち郷民課税を免るべく、罰鍰を改むれば、則ち民俗漸く敦かるべく、專官を設くれば、則ち獄囚實惠を受くべし、以上の各命案に對する禁令は一も周備せざるなし、而るに州縣は一も能く勵行するなし、若し例章を酌改せずして經費を納めしむることを計らば、警むるに文檄を以てし、繩すに處分を以てすと雖も、斷じて實効なかるべし、事々皆な確實に辨法あらば、庶くは仰て聖朝徳を尙ひ、刑を緩ふするの治を裨ひ、而して民を驅り邪教に入るゝの患、漸くにして除かるべし。

## 八、選法を改む

古來吏部に於て人を用ふるを名けて銓選と云ふ。銓は銓衡也。選は選擇也。明季より以來吏部にて選したる官は皆な班を按じ順次に選用し、冊官吏候補者の名簿を調査するの外は抽籤を以てし、更に賢否を考察するの法なし。候補となるの人も多くは代人を以て投供し、必ず部吏に託して査探せしめ、選期已に近づけば始めて自身に都に入る。選缺其省に到れば必ず任に赴かしむ。間々省に留り學習するものあるも一年又は數ヶ月に過ぎず。其中には多く統袴の子第、鄉僻の寒儒あり、能く吏事に通曉するもの罕なり。本省の情況に至りては更に茫然たり、一の缺員を出す毎に或は外補(各省の推選)すべきか、或は内選(戸部の選任)すべきか、或は一咨に一留し、或は兩咨に一留し、班次は糾紛し、規則は繁細なり、各官は只職を得の遲早、班次の通塞を計算し、心思日に鄭俗に趨けり、竊に擬す、畧と變通を爲し、今後知州縣同通は統へて外補に歸し、正途保舉又は捐納(正途)は一定の試験に由り學位を得て登用したる者、保舉は管下屬員の功勞有者又は學德ある者を奏上して特に擢用補任する者、捐納は金員の献上に由り官職を得たる者也に論なく、皆な先づ省に送り補任し、其をして政治を習はしむべし。上官も亦其の才識の短長を考察し、缺員あるときは吏部の規定に照らし何の班に補すべきや、即ち本班内に於て酌量擬補すべし、必ずしも

順次に拘はらざるべし。惟、省に到りて未だ一年に満たざるものは、本班に人無き場合の外は補するを得ず。吏部の委署の規則を案ずるに、只々正途委用試用の三班に分てり、委用は勞績なり、應に用ふべき各班中に就て酌量選定し、必しも順次に依らず、若し重要辨し難きの事あれば、班次に拘はらざるべし。此章程は最も簡易通達たり、既に範圍の守るべきあり、亦地に因りて人を擇ぶべし、今略々其の意に仿はんとす、或は謂ふ外補あつて内選なき時は、則ち吏部の權漸く輕からんと、竊に云ふ然らず、分遣せられて省に到るの初め、吏部の臣査するに其例に合ひ、許すべきものは始めて之を驗看し、奏請して引見し、官に任ず、許すべからざるものは止めて驗看せず、外省請ふて補するの時、部臣其例に合ふものは准し、合はざるものは止む、其權は仍ほ吏部に有り、夫れ今日吏部の選缺章程をして果して能く群賢を裁量し、進退を分別し、時に因りて才を求め、地に因りて人を擇ひ、銓選の義と名實相符せしめば、豈に敢て輕々しく議して更改せんや、被選人は雲集し、未だ部臣と面接せず、月官の卷(月官の卷とは月選する官の掌る簿冊、月選とは毎月大小の月に分て候官を籤定するを云ふ)には只履歷を寫し、事の試むべきなく、才の見るべきなく、文の考ふべきなく、勞の獎すべきなきを如何ともするなし、山濤の明徐勉の正、盧承慶の怨、王翺の

公有りと雖も用る所なければ、則ち内選外補互に相考核歴試し、然る後官を授くるの愈れりと爲すに如何そや、蓋し同一に部章を按照し、外補には則ち章に違ふの外に於て、又一の考核酌量を多くす、督撫藩司、藩司は布政使の異稱なり、補する所の人たとひ一に精當ならざるも、亦必ず十中の五は人才を得べし、公論具さにあり、斷じて一概に偏私する能はず、況んや繁要の地方に屬する官職は、道台知府より知州縣に至るまで、皆な督撫より推選補任し、中以下の地方に屬する官職は、吏部より之を補選すと雖ども、豈繁要の地は督撫皆な公を守りて人選を爲し、而して中以下の地は督撫皆其私に徇ふを爲さんや、是れ必ず然らず、此辨法に照せば、則ち用ふる所は皆な地方の情形に熟習するの人にして、又人才を賞勵するの具なり、吏治に於て實に裨益あり、道員知府の兩項に至りては前規を查照すべし、若し督撫より補選するも、吏部よりするも、其何れにするも可なるの地に在ては、從來吏部に咨ふて任選すべきものは、則ち改めて督撫より補選し、其永く在職すべき人員を補選すべきものは、則ち改めて勅定により起任するものとす、有らゆる京官の實職に在るものにして前規に於て道台知府に選ぶべきものは、改めて記名簡放となさん、此の如くなれば内外皆な人を擇ぶの實効あらん、抑々臣等更に進むるものあり、古人吏部の善を

稱して曰く、簡要清通と、請ふ勅を部臣に下し、各項の班次を増加又は刪減或は合併し、總べて大綱疎目を以て主となし、缺員あるを待てる各官をして、只々澀磨して自ら効さんことを思ひ、而して官を得るに奔走せざらしめば、吏治之れより緒に就かん。

九、八旗の生を計る

八旗は滿洲より清帝に從ひ支那本部に入る兵にして世々兵籍に列し清廷の親衛兵たる其旗色八種あり故に八旗と名づく八旗の兵數は二十萬人に絲營の兵を加ふるときは約三十萬人なり而して毎年之を養ふに銀約一千六百八十萬圓數約八萬石を要すと云ふ

京外の八旗は子孫日に繁し、然るに糧額定めあり、且つ銀價は漸く低く、物價は日に貴し、國家は歲に巨額を支出すと雖も、而れども八旗の將卒等は拮据の憂を免れず、殊に飽食暖衣の樂み鮮し、咸豐年間に軍興つてより以來、江寧、杭州、鎮江、乍浦、滄州等の處の駐防八旗、全國樞要の地に分駐し、控馭に資し、攻戰に用ふる八旗兵は禍を受くる甚だ鉅なり、去年聯合軍の變には、則ち京師の旗兵害を受くる亦深し、此れ急に計を變せざるべからざるものなり、伏して思ふ、中國の聖化に需ふ二百餘年、九州四海同じく毛を食ひ土を踐むの人たり、滿洲蒙古漢人の別なく已に久しく婚媾を通じ、情は一家に同じ、考ふるに長髮賊捻匪を盪平せし以來、南北の各省文武の別なく

其忠を竭し力を戮せ命を軍事に致すものは旗兵人民皆な同じ、更に滿漢の區別なし、況や方今中外大に通じ、則ち天子守四裔にあるの時なり、旗兵人民の論なく皆な患難を同ふし安樂を供にするの誼あり、然らば則ち兩京二十一省、凡そ血氣あるものは皆な是れ國家守衛の人民干城の腹心にして、原と必ずしも専ら禁旅を待らざるべし、況や八旗も、近來文才日に盛にして、武勇は漸く前日に遜るも、廻かに國初の舊にあらざ、若し猶ほ豐鎬の子弟をして舊制を沿襲して都城に坐固し、外省の駐防は一隅に採守し兵額に局せしめば、一視同仁して久遠を規る所以にあらず、回顧すれば乾隆より光緒に至るまで、滿漢の大臣上疏して八旗の生計を籌るもの、大率皆な外に出て屯墾するを以て言を爲せり、特に是の荒地は關東又は長城以北を多しとなす、内地は有ると罕なり、且つ官家の兵籍者は亦未だ必ずしも農に習はず、故に屯墾の一説未だ能く大に行はれず、竊に謂ふ朝廷人を養ふ必ずしも何の生計を營むべしと指定せず、但、宜しく之をして自ら生計を謀るの才あらしむべしと、請ふ京外の八旗の給料を舊額に照らして支給せよ、惟、少しく舊法を變通し其の拘束を寬にせよ、凡そ京城及駐防の旗人にして、各省に至り官に隨ひ幕に遊び親に投じ友を訪ひ乃至は農工商賈の各業に従事せんと希望するものあらば、悉く之を許す

べし、亦地方に僑寫し寄留して小考卿試に應ぜんを願ふものあらば、亦其の便に任せ、寄留地の籍に附入するを許し、一律に其中を取れ、但し寄留の某旗人と記明せよ、駐防ある省分は駐防の額に附入し、其民に歸せんとを願ふものは、必ず自から其文藝をはかり、衆人と競争するに足るものなれば、必しも之が區別をなさず、寄留者は乃ち地方官に歸して人民と同一に約束看待せしむ、只、京を出て、地方に寄留し、自ら生計を謀るの人は、其俸は支給せざるべし、但し馬糧武器の豫定額は減少するも若干を留め置くべし、而して省き得たる銀米を以て八旗兵學校を設くるの費に充て、士農工商兵の五門に分ち、其志望に任すべし、只、武を習ふものは年二十歳以下のものを選ぶべし、若し本と兵たりしもの學校に入るときは尋常操練は再び之を教へず、其他の學科を習はしめよ、其の武を習ふものは留めて以て禁旅の用に供ふ、他の學科を修めたるものは生計を營ましめ、學ぶ所未だ成らず、生計を營む能はざるの間は、舊に依りて給料を與へよ、五年以後は其給料を省くこと多く、十年以後に兵に充つるもの、以て悔を禦くときは乃ち弱を患へず、業を改むる者各々長する所あれば乃ち亦貧を患へず。

### 十、屯衛を廢す

(屯衛とは南方諸省より運河に依りて北京に上納する米穀の運漕を辦理する爲め運河に沿ふて諸所に屯す



る衛兵の謂也運漕ある各省には屯田を置き衛兵の生を特せしめ以て専ら運漕に従計維事せしむ

六

京城へ運漕する糧米を銀納するときは、耗折、免運局、棧員、紳修、河、閘、壩、剝船、倉車(耗折漕糧費として定石以外別に州縣にて徴収する糧米免運)等の諸費を省けば一ヶ年に二百萬兩を除すべし、數十年來言者の之に論及するもの多く、亦戸部に於ても屢々其議ありたり、按ずるに江浙兩省より運上する糧米は皆な其時に購買するものにして海よりするものは、上海に於て購求し招商局汽船に托し、運河よりするものは、汜水鎮に於て購買し民船に托す、人民よりは已に折徴せられ、官にては更に折送せず、剝船にては攪水靈變の弊あり、花戸(家)にては盜賣回漕の弊あり、暗に虧損せらるゝもの最も多し、八旗兵は米を得れば盡く錢に易ふ、京官の米を食ふものは北方稻を買ふ、然らば乃ち運漕の事は有名無實なり、速に法を設けて變ずべし、案ずるに漕米を上納する各省の屯田は、本と運軍を賑はす爲めに設けられたり、各衛所の守備千總は本と屯田の米を徴し漕運を監督する爲めに設けられたり、今日米を運漕すると銀納するに論なく、運漕は皆な招商局の汽船に係る、運軍には久しく其人なく、衛官は一も事とする處なし、而して屯田屯餉の弊尤も多し、一衛に屬する所の屯田は府及省に跨るものあり、衛官は更に其田は何れの處にあるか、反別若干あるかを

知らず、其の帳簿は皆な該衛書記の手にあり、荒熟豊凶に至りては更に實際を尋ねべきなく、衛官は只書記に向つて例年の陋規を索取するのみ、此等の積弊は各省皆な同じ、臣等之を調査する甚だ悉せり、十年間に江、南、湖、北の各衛官は利を争ひ職を求るを以て訴訟喧騒の事謬妄の件甚だ多くして、官は常に何事を爲すやを知らず、不文不武にして殆ど贅疣に同じ、屯田屯餉の若きは、改めて所屬の州縣に歸して徴收しせめば、毎年の豊凶完欠皆考ふべし、按ずるに前期の屯田立法の始めは、本と官田なるか、運丁に貸與して其租を納れしむ、故に定例に質入するを許して賣却するを許さず、然るに沿襲數百年展轉典質して已に幾回か其の主を易へ、私有地と同視せり、故に屯戸は代價を出して之を買入れたる者なれば、今や細すに舊法を以てするに便ならず、但々當に其納税の義務を負はしむべきのみ、然らば其屯税を改めて本租となし、屯丁運軍の名及編成の例等は永く之を削除すべし、衛守備衛千總等は一切に廢官とし、營守備營千總として任用すべし、若し漕運總督に於て事あるに遇へば、各糧道又は州縣と文書往來すべし、然らば亦此の衛官を必要とせざるなり、人民の此屯田を買ふ者は、既に代々其利益を受くべく、又運軍編成の累ひなければ、益を受くる已に多きが故に、若し舊章屯餉の外に於て、每畝に税銀二分を加へば、總計

各省の屯田二十五万餘頃に對し、歳々銀五十万兩を得べし、たとひ天災あるも減ずる所は多からざるべし、又之に加ふるに、廢せられたる衛官の給料を以てすれば實に鉅金となるべし、此は屯田及衛官を廢したるが爲めに得る所のものなり、請ふ即ち大小京官俸廉の費用に充てん、若又衛田を整理するときは、尙ほ別に多くの收入あるべし、請ふ一切京官の俸廉に充て、技官を省き以て實職を賙されば名義尤も相宜しからん。

### 十一、綠營を廢す

(綠營は清朝が支那に侵入したる時支那兵の降服したる邊境及各地に駐在外侮を折衝し内亂を鎮撫するの常備兵也其數九十萬人也)

綠營の無用なるは嘉慶初年に四川湖南等の教匪の亂より已に分明にして、長髮賊捻匪の亂に至り大に事實に見はれたり、故の大學士曾國藩直隸省に在りて練軍を創設するの議を立つるや、其主意は餉を加へ營を併せ隊を整へ操練を勤むるにありたり、是亦苦心弊を救ふの術なり、各省仿ひて之を行ひたり、然り而して餉項は加はると雖も習氣は未だ改まらず、親族相承け視て世産に同じくす、每營の人數較多ければ衆を待みて騒動を起し易し、身は既に懶弱にして操練の時刻多きに涉れば則ち怨言をり、性不順にして稍々鞭撻を加ふれば即ち必ず譁議す、武官も抑制す

る能はざれば教練の事を論ずるに違あらんや、出帥の事あれば風を聞き畏縮し事に托して遁れんとす、大敵に當り外侮を禦く能はざるは言を待たざるなり、即ち土匪又は鹽梟と雖も亦且勦捕する能はざるなり、惟ふに直隸練軍は皆勇營の編成同様にして、其中多く外省の勇丁あり、故に尙用ふ可し、此外各省の積弊大率相同じ原營僅少の兵に至りては、飢困して大率皆な工藝小販を兼業とし、以て糊口となす者のみなれば尤も無用たり、歳に巨額の給料を費す時は則ち惜むべし、干城具なきときはは則ち憂ふべし、三十年來綠營を淘汰するを以て言を爲す者數十百人に止まらず、光緒十一年懿旨を奉し綠營を淘汰し、光緒二十二年又上諭を奉じ綠營を淘汰す各省已に分別淘汰すと雖も然れども現存する者少なからず、各省原營の俸額、挑練の加俸、歲々費す所の銀米馬乾を合計するに、光緒十一年八月二十二日懿旨の綠營兵俸給千五百萬兩の數に照らして計算するに、此時尙ほ銀一千萬兩以外を要したり、税源は枯渴し歳費は増加し、眞に何の處にか底止するを知らざるなり、或は謂ふ勇兵も綠營と同じく是れ人なり、何を以て綠營は操練を教ふる能はざるやと、知らず勇營の長官營哨の各官は時に隨つて撤換すべく、能を量りて任用し資格に拘はらず、勇丁は時に隨つて免罷任用すべし、罪の重きものは軍法を施し、奮勇の疲劣

なるものは全く此營を廢罷し、別に新營を募るべし、綠營の如きは其各官は選補により、兵は皆な土着なり、兵は弁の自から募集したるにあらず、辨は將の親信する所にあらず、既に恩義なければ自から檢束に困難なり、羈旅の官を以て世襲の兵を駁する亦州縣の吏役の如し、其整飭變化して教に服し、風に従はしめんと欲するも、此れ必ず出來得べからざるの事なり、況や綠營の將辨は皆な官場の習氣に染み、官辨すら且つ教へ易からず、況や兵に於てをや、或は謂ふ綠營無用と雖も、遽に廢し難し、改めて巡捕兵と爲し、以て彈壓防緝に資すべしと、知らず綠營の官弁兵丁は層々たる積弊已に膏肓に入り、既に甚だ驕頑にして又疲弱を極めたり、其之を教練して戰ふべきの兵となさんと欲するも、固より斷じて其術なかるべし、たとひ改めて警察となすも、惰廢曠誤せざれば、則ち索擾して事を生ずると猶ほ亦差役地保の如けんのみ、然ば則ち既に整頓變化して之を用ふる能はず、廢撤するにあらずんば不可なり、特に是の廢撤の要義二あり、一は則ち從容として消散するの方を計るべし、二は則ち巡捕として地方を鎮壓するの具を計るべし、夫れ兵を廢するの議は之有る已に多年なり、然るに今に至りて多く去る能はざる者は、近効を求めて多裁せんと欲し、遂に牽制せられて之を去る能はざるなり、竊に思ふに多くの年月を以て漸次

に廢撤せば、則ち弊無くして必ず成るあらん、請ふ、各省の綠營挑練の兵原營の兵を論ぜず、馬步戰守を分たず、毎年二十分の一を撤することを限定し、百人に付五人を撤せり、二十年にして撤し終らん、撤すべき者は一名毎に俸給一ヶ年分を與ふべし、各省督撫藩司に責任を負はしめ、毎年俸給の銀米現に支給すべきの數に就て二十分の一を扣除し、其の何營に幾名を除くべきかは各營をして自から之を行はしむべし、蓋し綠營勇營に論なく、百人中一年の内斷じて數各の缺員を生ぜざるの理なし、或は病故或は免退、五名より多きも五名より少きことなかるべし、或は謂ふ一の規則を設けて以後缺額を補はざらしむるときは自然に減じ盡くさんと、知らず各營に自から其缺員を生じたることを報告するを許さば、永遠に推延し名實を捏造して永く其缺員を生ずることなけん、只其二十分一の給料を扣除して支給せざるの一法あるのみ、是れ即ち簡易の策なり、又二十年を以て限りと爲さば、尤も寛裕ならん、銷除に漸あり、轉業に資あらば、斷じて他處あるに至らず、但し各省間々廢撤すべからざるものあり、湖南鎮筵鎮の如き是れなり、此地方には更に土着の農民なく、苗民を除くの外は土地皆な屯田兵なり、人民は皆な兵籍に在り、隊伍に入りて糧を食ふを以て業となす、其兵亦健撲にして用ふ可し、従前屢々戰功を立てたり、綏靖

鎮も亦然り、是を以て光緒二十三年の裁兵案内に湖南鎮、鎮鎮に對しては兵を廢すること、を議するなからしめ、綏靖鎮も亦只々一割を撤したるのみ、請ふ此の兩鎮の兵額は再び裁撤せず、只々其綠營を改めて勇營となし、一切の營制、沅地、沅地は區域のこと也、名目章程等は辰、永、沅、靖の道員に命じ、該兩鎮に會同して酌定せしめ、綠營舊日の陳腐の空文及其積弊を永久に除去し、勇營の制に照らして辨理せしむべし、此外他省に該兩鎮と相似たる者あらば、該省の督撫に酌辨せしめ、直隸の練軍は直隸總督に酌辨せしむべし、或は謂く期緩に過ぐれば省ぶく所多からずと、知らず綠營の制は前明に始まる、五百餘年養成の痼疾を以て、若し能く二十年にて之を掃除するは、即ち已に易きにあらず、もし光緒十一年に二十年除去の議を定めたらんには、今已に十七年を経過し、將に終りを告げんとす、十一年以後は即ち歲に五百萬兩を省くべく、二十一年以後は歲に一千萬兩を省くべし、思ふに是れ、此省出し得たる額は、只々能く改めて巡查を養ひ、警察を設くるの費となし、國庫に送納するものとすべからず、蓋し精練戰備の營は、只々省城及要隘重鎮の兩三處に駐軍せしむべし、斷じて各處に分駐せしめ、再び營汛の覆轍をふましむべからず、然れども省外の府縣亦未だ全く兵なかるべからず、即ち前項にて省出し得たる給料を以て、憲兵隊を

設け、外府に派赴して要處に分駐せしめ、更に警察巡查を設け、州縣の調度に歸せしむべし、其編成たるや、勇丁を改募するに過ぎざるときは、去留を掌るの權は地方官に在り、勇丁は時に隨ひて募集裁撤すべく、弁は時に隨ひて更換すべし、亂を弭め民を安ずるに於て已に實益あり、而して經費は別に用途を求むるを要せず、此れ即ち新に巨大の財源を得たると異なるなし、武職大小の各定員に至りては、請ふ廢する勿れ、蓋し以後勇營は如何して整頓し、操法は如何して改正するか、に論なく、必ず管帶の統領營哨等の各官あるを要すべし、卒業學生は必ず官途に獎拔し、以て進級の途を開き、効用に資すべし、又營弁の賊を平げ、盜を捕へ、著しく功績あるもの、及び操防優勝の者は、亦必ず武職に進め、以て獎勵すべし、然らば則ち綠營は廢すべし、而して武職の定員は廢すべからず、若し二十年以後に至つては、從前各路の軍營にて功を立てたるものは、大小の將弁に論なく、久しく已に死亡して存するなし、其實職にある提督總兵の大員は、既に勅任の榮を蒙り、且つ品秩已に崇く、資序已に深し、軍隊を統轄するの才能を有するもの、外職に堪へざるものは、辭職せしめ、請ふ更に名譽進級を賞與し、其待遇を善くし、從前の如く其俸給を支給し、日本の元老院の例の如くして、其身一代の優遇とすべし、實職の副將參將、副將は我大佐相當參將は中

佐相當遊擊以下前註に出づ遊擊都司守備の官にして才能尙ほ兵を統ふるに堪ゆるものは、勇營に轉職隸屬せしめ、兵を統ふる能はざるものは、職を免ず、字を識り事を曉る者は、一等を降して文官に轉じ、知府同知通判佐貳等の官に任ず、副將の如きは改めて知府に用ゐ、以下は之を遞下し、千總、把總は雜職に用ゐ、臣等深く外省の情形を知る、綠官の將弁若し改めて知府同知通判佐貳と爲さば、欣抃せざるなし、其職を免じて文官に改用する能はざる者も、性質穩當にして勤勉なるものは、他の任用に供すべし、緝捕轉運隄防等の事の如きは、凡庸無能なるものも、亦格を升せ若干の俸を給して任用すべし、蓋し舊日の營弁の爲めに別に仕途を開くときは、武官に缺員を生ずるが故に、有用の將士をして其缺に補せしむべし、能く文官に轉ずるを得るものは、或は其同等又は一等を降して任用し、文官に轉ずる能はず、而して其才能も亦別に任用するに足らざるものには、資格を優給して原籍に歸らしむべし、此回奏する所に照して、文武學校を設け、武科兩條を罷めて辦理するときは、二十年以後は凡そ武職と爲る者は、斷じて讀書字を識るの人にあらざるなく、亦兵事を曉り兵に將たる能はざるの人なきなり、其僅かに存する舊日の綠營候補の將弁も、蓋し亦寥寥たれば、毎歳の費用も多きことなく、十年を過ぎずして漸次に滅盡せん、此の如

く位置を分別して變通せば、綠營の將弁を軀恤するの方あり、即り整軍經武の政に礙りなかるべし、蓋し綠營兵の廢する能はざるは、皆な武官の把持鼓動するによる必ず武職の官弁を法を設けて軀恤し、其をして所を得せしめば、自から窒礙なからん、之を要するに一省には必ず實職の武官若干員あり、綠營の兵漸く減少するを俟たば、則ち省を通じて兵となる者は、只々勇營の一途あるのみ、其地方に駐軍して職責を全ふせしむるときは、皆な舊日の綠營營汛の如きものにあらざるべし、其如何に營名を改め、名實相稱はしむべきか、現に兵營にある武官を以て補充すべきか、抑々或は數人を酌留すべきか、他に居る武職を以てせんかは、後日從容として籌議すべし。

### 十一、日文法を簡にす

恭しく此回の諭旨を讀むに、其要義二あり、一に曰く簡、二に曰く寬、實に聖經に敬に居りて簡を行ひ、寬なれば則ち衆を得るの旨と相合へり、欽服名狀すべからず、竊に思ふに法を立つるは弊を防ぐ所以なり、而して法に任ずるときは、適々以て弊を生ず、誠に文法繁に過ぐれば、徒に時間と精力とを費し、必ず虛文に疲勞し、而して實事に疎畧なり、吏議密に過ぐれば、則ち賢者束縛に苦しみて施設する能はず、不肖者工

みに趨避して指摘し難し、官に居るものをして法を奉し過を救ふの心あらしむるも、更に憂國愛民の誠意なからしむるに至らん、況や方今事變計るべからず動もすれば大局に關す、即ち晝夜精思し破格振作するも猶ほ濟ふ能はざらんことを恐る若し再び之を簿書期會の間に苦めば則ち國家の利害安危は籌及するに暇なけん夫れ衡石を以て書を程り専ら督責を用ふるは秦の亡ぶる所以なり、雕を斷り朴となして吏治蒸々たるは漢の興る所以なり、隋は察を以て亂れ唐は寬を以て治り宋は繁を以て敗れ金は簡を以て勝つ、此れ國を治め軍を治むる得失の定論なり、文法を簡にする約三端あり

一に曰く虚文を省く 凡そ部院の文書又は外省の公牘は多く陳腐にして實政に益なき者あり、冊籍浩繁にして利弊に關係なき者あり、末節細故に往返駁査して時日を引延するものあり、舊に循つて具報出結報告を具申せしめ之に對して證明を與ふるを云ふするも更に實事なきものあり、此類悉く述ぶべからず、請ふ京外の各衙門に勅下しあくまで酌量省罷せしめよ、又謂れなき末節の爲め徒らに要務を曠廢するが如きも亦請ふ精査酌量して簡に従へ

二に曰く題本を省く 案ずるに題本は乃ち前明の舊制にして既に副本あり、又黃

貼あり兼ねて宋字を繕寫するを要す、此れ則ち繁複遲緩なり、我朝雍正年間臣工に諭令して要事は改めて摺奏となし簡速にして覽易からしむ、此れ則ち遠く題本に勝れり、五十年各省已に題を改めて奏となすの案多し、去年の冬行在所の部臣の奏請にて、題本は暫く其の辦理を見合することゝなれり、臣等は更に此後精査詳議して永遠に省除し改めて奏咨と爲さんことを請ふ。

三に曰く例處を寬にす(例處とは事例を處置することを云ふ、事例とは法令に附加する規則の謂也) 范中淹の言に曰く、士大夫は公罪なき能はざるも私罪有るべからずと、洵に名論たり、方今吏議繁密にして京外の各官殆ど一人として一口として吏議に付せられざるものあらざるなし、而して州縣尤も甚しとなす、民を治むるの本は全く州縣にあり、過を救ふに暇あらざれば、何の暇あつて人民の教養に従事せんや、率制既に多きが故に、事に遇ふときは言を左右に托して多くは彌縫す、上官も亦其情を知るに困難なれば、強て探索せず、姑く之を掩覆す、既に勸懲に益なきことを明知せば、何ぞ必しも此虚文を存せんや、請ふ吏部兵部都察院に勅下し、舊例の處分を確査し、公私の輕重を分別し、寬減删除を量加せよ、此の如くなれば、臣下の朝廷に於ける、僚屬の上官に於ける、以て實言を進め實云を辨すべし。

以上の十二條は皆中國積弱不振の源因にして尤も外國に指摘詬病せらるゝの端たり臣等が處理せんと欲する所は或は民力を養ひ或は官方を澄し或は士氣を作すに在り前人の此に論及する者多きも弊は太甚しきものを去るとの言に誤まられ諸事更張の謗りを懼れ律令文告は都へて具文となれり少しく施設するあるも久遠を計らず今日外患日に深し其因循を樂み欺飾を務むるもの動もすれば民心固結を以て言を爲せり知らず近日の民情は已に三十年前の舊にあらず外國の富を美めて中土の貧を鄙み外兵の強を見て官軍の懦を疾み海關の平允を樂みて釐金局の刁難を怨み居留地の整肅を誇りて吏胥の騷擾に苦む是に於て人民は洋教に従ひ商賈は洋旗を掛け士人は洋籍に入れり始めは否隔せるが寢くにして渙散せり亂民漸く起り邪教之れに乗す邦基の關する所憂懼に堪へず必ず以上の諸弊を一切に剷除せば民心は永遠に固結せん然る後上に親み長に死し侮を禦ぎ患を揮くの事は得て言ふべし仰て請ふ聖明裁察施行し以て自強の根本と爲さんことを其西法を採用する各條は別冊に奏陳せん有らゆる第二回の籌議の各條臣等合同具奏す伏して皇太后皇上の聖鑒を祈る謹み奏す。

### 第三二回

旨に遵つて變法を籌議し謹みて西法を採用すべき者十一條を擬し上書綴陳して聖鑒を仰ぎ奉る竊に臣等興學育才の四ヶ條及中法を整頓する十二ヶ條を籌擬し已に再次連名奏陳したり竊に惟に諸を人に取り以て善を爲すは舜の聖なり多く聞き其善を擇て之に従ひ多く見て之を識るは孔子の聖なり是の故に舜は大知を稱し孔は大成を集む方今環球各國日に新に月に盛に大なる者富強を兼擅し次なる者も亦貧弱に至らず其政躰學術を究むるに大率皆數百年の研究を累ね數千百人の修改を経成效既に彰るるや轉相仿倣す美州は之を歐洲に采り東洋日本は復之を西洋に采る此如きを以て藥に經驗の方劑あり路に熟遊の圖經あり正に我病證を相し以て服藥の重輕を爲し我筋力を度りて以て行程の遲速を爲すべし蓋ぞ此より便ある者なからんや今特に明詔を頒たれ前事の失破迂謬の談に鑒み將來西法を采り以て中法の不足を補はんとせらる己を虛するの衷恢宏の度海の内外に廣かり欽仰翹首目を拭ふて以て自強の政を觀ざるなし願ふに西法綱要は僕を更ふも終へ難し情形固より自ら異同あり之を行ふも亦必ず次第あり臣等謹んで切要にして行ひ易き者に就き十一ヶ條を列舉せん一に曰廣く遊歴を派す二に

曰外國操を練る三に曰軍實を廣ふす四に曰農政を修む五に曰工藝を勵む六に曰礦律路律商律交涉刑律を定む七に曰銀元を用ふ八に曰印花稅を行ふ九に曰郵政を推行す十に曰洋藥を官收す十一に曰多く東西各國の書を譯す大要皆變を以て其正を失はざるを主となす謹んで我皇上の爲めに之を列陳せん

### 一、廣く遊歷を派す(遊歷は遊學にあらず漫遊の義なり)

今日育才強國の道は多く士人を派して出洋遊學せしむるに在り然れども遊學は費繁く年久しく其數も過多なる能はず且年齒較長じて學堂に入る能はざる者已に出仕し學堂に入るを願はざる者等あり急救の方を求めんと欲せば惟だ廣く遊歷せしむるの一法あるのみ其國勢を觀其政事學術を考へ其我國との關涉の大端と各國離合の情事を察し其身經目視せるものを以て親知に告語し展轉傳説すれば自然群迷頓に覺り急に變計を思はん惟だ遊歷の員は淺學は通才の益あるに如かず庶僚は又親貴の更に益あるに如かざるべし

蓋し淺學者は徒らに其新奇に眩すべきも通才は乃ち其深意を得べく親貴歸國すれば任ずる所は重要な職事識る所は皆在朝の達官なればなり願くは王公大臣宗室の後進大員子弟翰詹科道部屬各項京官等大員子弟は大官子弟翰詹翰林院詹は

詹事府翰詹同じく經史文章を掌る部屬は六部屬官科は戸刑禮兵工の各科道は都察院の各省駐派員を勅派して各國に分赴遊歷せしめられんことを然れども右遊歷は之を願ふ者を酌派し願はざる者は之を聽すこととすべし又歸國の後はその實際進益ある者に對して遊歷一年間の者は之を酌獎し三年間の者は之を優獎することとすべし惟だ西洋は路遠く費多く東洋は路近く費少きを以て其獎擢に關しては西洋に遊歷せる者を東洋に遊歷せる者の先位に置くべし又自から資斧を備へて遊歷せる者をも歸國の上は一體に考察獎を給し且つ材を量りて任用し且つ以後新たに總署の堂官章京海關道員出使大臣隨員等を派するには必らず之を會て出洋せる者の中より選ぶこととすべし惟だ遊歷人員は識才の高下同じからず人々皆實効あるを期し難ければ須らく數十人或は數百人を増選し陸續派往し以て將來選擇拔擢するに備ふべし經費多しと雖も萬省くべからず又今後は各省督撫同道府殆ど一衙門として交渉事務なき者なかるべし若し從來の如く拘墟固執し全く考究することなければ必ず宜を失するに至らん又京城各部院にしても外情に通ぜざれば處事建言動もすれば隔膜多からん故に多く通才を儲ふるにあらざれば供用に由なからん依て願はくは章程を明定し今より三年以後御史京卿道



員と爲る者は必ず曾て一度出洋遊歴せし者ならざるべからずとせられんことを、此の如くすれば自ら資斧を備へて遊歴する者必ず多く、通才日に衆くして而も經費は官の支出を勞せざるべし、又外省の府廳州縣中交渉を諳悉せる者は尤も罕なり、然るに以後内河航行の事三聯單を以て土貨を買ふ事山に入て鑛を開く事傳教遊歴する事等は各縣共必ず有るべき事にして、動もすれば事端を滋くせんことを恐る、依て願くは各省督撫に勅下して、官員を選派し、出洋遊歴せしめられんことを、其實職ある官にして往を願ふ者は免職を免し、遊歴一年の者は其省より獎叙し、三年の者は内獎を奏請せしめ、又遊歴の費用は各省より開支することを准し、其自費遊歴者は優に從て獎を請ふ事を准すべし、而して其獎擢の順序は西洋を先とし、東洋を後とすべし、然れども遊歴の實効は歐米日本に遍遊するを以て全効となすべく、而して先づ日本に遊ぶを以て急務となすべし、蓋し東瀛は風土文字中國と相近く、華人の僑寓する者も亦多く、繙譯者も得易く、遊覽詢問に便にして益を受くると比較的速にして、歸國も比較的早ければなり、且つ日本は諸事西法に仿ふと雖も、然れども本國の情形を參酌し斟酌改良せるもの多く、亦近日の利病を熟察し刪減變通せる者あり、中國の採用に關して尤も宜しきを得たり、嘗て西國興盛の初を考ふる

に皆遊歴に由て起れり、今日歐米各洲一水として輪船通ぜざるなく、一國として鐵路通ぜざるなく、商旅織るが如く學校林の如く、繙譯者ありて之が爲め傳達し、駐使ありて之が爲めに照料せり、之を西人の東方に遊歴するに比すれば、甘苦廻かに殊にして益を取ること尤も易し、其實政を觀、其實効を視、其新器を見、甘新書を求め、凡そ吏治財政學制兵備一々考詢記録し、之を携へて歸國し、以て我の采擇して仿行するに供せば、聰明を開きて志氣を長ずる此に過ぐるはなく、此より速なるはなし、今朝廷銳意治を求めて西法を採取す、夫れ西法は數言の能く盡す所にあらず、其要領又耳食の能く其異同を究むる所にあらず、出洋の員多ければ即ち互に相發明して利弊自から見はれん、故に今日積弱を起して群強に抗せんと欲すれば必ず遊歴より始めざるべからず

## 二、外國操を練る(外國風の操)

伏して諭旨を讀むに云ふあり、懿訓以爲らく外國の長を取れば即ち中國の短を補ふべしと、夫れ外國の最も長ずる所の者は蓋し兵に過ぐるはなし、聖祖仁皇帝三藩を征せる時、西洋人南懷仁を用ひて紅霰大砲を鑄たるとあり、今に至て尙ほ其名を砲面に殘せり、又高宗純皇帝金川を征せる時、香山に於て石礮を仿造し、禁軍をして

攻偶の技を習はしめたることあり、要は皆外國の利器を用ふ敵人の専長に倣へるものにして、神護武烈衆長を兼采し、成見に留せられざるの明證なり。案ずるに二十年来各省に於て洋操を練習し、屢々諭旨を奉ぜり、然るに近年突然西操は中操に如かずとの空言、槍砲は刀矛に如かずとの謬論をなす者あり、知らず中國には從來快槍快砲地雷電綫行軍鐵道等なきを若し、只だ綠營勇營の老陣を用ひ、少しも此各項の器具名目形式用法を知らざれば、平日何に由てか操練せん、又敵に臨む時敵の槍銃は二三里六七里の外に發するも、刀矛は只五歩の内に及ぶのみにして、敵軍の迫近を待たずして、全軍盡く没せん之と戰を交ふるとすら能はず、況や勝を取るに於てをや、願くは旨を以て中外の銃兵大臣督撫提鎮通諭し、嚴に各營將士に飭し、必ず心を洗ひ慮を滌ひ、速に外國操練の法を講求練習せしめられんとを斷じて、故見自から對し、再び國事を誤まる可らず、滑惰糖塞する者は之を黜し、但だ皮毛を學び實用を解せざる者は之を撤せん、惟だ是れ實用を求めんと欲すれば、必ず須らく東西洋の武備に關する諸書を詳細に講明し、一々照辨せざる可らず、斷じて鹵莽捷獲の方なからん、案ずるに各國武備學堂の其將を教へ兵を練るの要旨約十二あり、一曰士を教ふる法に禮を以てし有恥自重を知らしむるの法、二曰士卒の居處飲食の

調護すの法、三曰銃砲彈藥の質性源流を講明するの法、四曰銃砲線路準を取るの法、五曰壕を堀り壘を築き銃砲を避くるの法、六曰騎歩砲各兵地を擇み勢を借るの法、七曰測量繪圖の法、八曰隊伍を分合轉變するの法、九曰守衛偵探の法、十曰行軍工程製造の法、十一曰行軍の衣糧輜重を準備するの法、十二曰行軍醫藥の法、上統領より下哨辨に至るまで人々皆通曉す、惟西人兵制營中教習を用ゆるなきの説に従ふて以て、營哨官皆書を読み文に通ずるの人を用ゆ、學堂の教育を受けて又營に入り、練習一兩年にして始めて能く之に任ぜらる、統領の如きも必ず營官よりすること、なす、又大學に入り學習數年、始めて能く撰任せらる、故に學堂に教習あるも、營中に教習なし、其敵に臨み隊を調し地を擇ひ營に進む、皆命を營官に聽き、銃砲を發旅するの遲速、表尺を指示するの遠近、皆命を哨官に聽く、而して營官哨官又豫め先づ大畧を頭領に稟承す、其平日練兵場の演習講堂の教授、皆統領營官哨官兵勇節々指授し、親しく口より口に傳へて令す、故に統領の知る所能する所必營官より勝り、營官は哨官より勝り、哨官は必ず兵勇より勝る、故に方に能く任に勝ゆ、若し統領統領營官憐然解せず、専ら教習教操を恃むが如くば、教法ありと雖、權力なし、平日操練進益なし、敵に臨むも、仍是營官哨安りに調度を行ひ學ぶ所全く無

効に歸せん案するに日本には戸山學校なる者あり、日本早年の將士は素長刀刺撃を以て長と爲し、火器西操を以て善と爲さず、故に特に此學校を設け、舊日の將領をして常に其中に至り、新法將兵の操練を看、如何に變通改練すべきかの法を討論せしめたるなり、然るに討論既に久くして遂に漸く故技を損棄するを知りたるなり、中國に於て宿將偏執空談の弊を開啓せんと欲すれば、此舉も亦仿行すべし、能く領悟講求する者は之を用ひ、改悟する能はざる者は只任ずるに練營輯捕彈壓の章を以てし、精練備戰の軍を統率せしむ可らず、現在は改章の初なれば、統領營官等但だ文義に粗通するを要し、哨官は但略能く字を識るを要すべし、數年の後武備學堂の人才漸く多かるべきを以て、學堂出身の者にあらざれば、統領營哨各官に派充することを得ざることゝすべし、左すれば能く一氣貫注するを得ん、又西人平日操練の時、體血損授の實功、敵に臨み敵に應ずる時、勇を鼓し勝を決するの關鍵全く重きを哨官に注けり、故に此項の人才は尤も宜しく精選すべし、之を要するに今日に於ては兵を練ること最も急にして將を練るは又尤も急なり、精兵を得るには必ず年二十歳以下の者を取て之を教へ、良將を求むるには必ず年三十歳以下の者を取て之

を教へ、四十歳以下の者は選擇して之を酌用せざるべからず、若し宿將の虛名に驚けば武備は永く起色なからん、抑も練兵に就ては尤も必要なる者あり、外國に於ては其都城に於て皆専ら兵事を籌畫するの大を設け、英佛獨に於ては之を總營務處と名け、日本は之を參謀本部と名け、略宋人樞密院の意の如く、専ら全國水陸の兵制、餉章、地理、圖籍、操練の法式、糧餉の儲備、車船の轉運、外交偵探等の事を掌り、平日の豫籌臨時の調度、皆此官を以て之を掌り、今日我國の兵部單に冊籍を掌る者とは同じからず、軍機處の内外文武大政を統管するなきも亦同じからず、蓋し諸事預籌すれば則軍儲備は専管ありて經理すれば則考校精しく、全國の軍一衙門の綜理に歸すれば則餉械操法事々盡一なるを得、大臣督察すれば則外省の廢弛して行れざる者隱飾する能はざるべし、中國精兵を練らんと欲すれば此衙門を設くるに非ざれば不可なり、其章程は出使大臣李盛鐸に勅し、日本に向て索取し、且つ之を譯送せしめ、采擇して之を用ゐられんとを請ふ、惟だ其參謀部の總長は須らく兵事に深く、行間より起りたる者を以て之に任ずべく、僅かに親貴を用ゆるのみにては不可なり、且つ外國の兵制操法に深き者を擇ぶを以て尤も益ありとなす、若し仍舊日軍營諸將の議論を以て衡と爲せば、恐くは反て掣肘多くして事に害あらん、中外の大

員中能く斯る言をなす者は恐くは得易からざらん願くは北京に於て先づ一參謀部を設け、各國の兵書を訪求し、四五品以下の各官をして考訂採擇せしめられんとを、之に就ては日本參謀部に詢ひ務めて盡く其精意を解せしむべく、且つ隨時外省督撫に詢商し、衆議允協の上編纂して一書と成し、更に政務處より奏請の上、通諭遵辨せしむべし、此の如くして方に窒礙を免れん、此實に慎重して實を求むるの策なり。

### 三、軍實を廣ふす(廣く軍器を製造するの意)

和局は定まると雖も、戦備は修めざるべからず、我に戦具なければ、各國將に内に逼らんとす、經費難と雖も、軍械は制せざるべからず、軍械を製せざれば、將士永く今日の戦陣の何事たるを知らざらん、大廠は自から多く開き難きも、小規模の製造は必ず須らく努力すべし、現在外洋の軍火は既に二年間禁ぜらるべきを以て購辦するに由なし、江鄂の兩局豈能く海内の取采に供せんや、故に此後江鄂の兩局に於ては功を加へて精究し、款を籌して擴充し、且つ廠内に學堂を設立して以て員辯を教ふべし、又法を設けて款を籌し、自から槍機礮機彈機等を造り、以て各省の購用學製するを待たんとす、庶くは専ら外購を恃み、他人の鼻息を仰ぎ、中國の損耗を致すを免

かれん、又直隸省の各局は必ず法を設けて修復すべし、又廣東山東四川三省の製造局を極力擴充し、其餘の南北各省も皆力を量りて各一製造局を設けしめんと欲す、款多ければ煉鋼造槍造彈の三事を兼ねしめ、款少なければ其内兩種を兼造せしめ、更に少なければ只造彈の一事のみを行はしむべし、若し機爐大にして工費巨なるを慮れば、煉鋼爐の毎日一噸半噸を造り得るものにて可なるべく、槍機は毎年數百桿を造り得るものにて可なるべく、槍彈機は毎年一二十萬を造り得るものにて可なるべし、又邊境に近き各省に於ては各一局を設け、瘠撫なる省に於ては或は兩省にて一局を設け、且つ各省より武員を江鄂兩省の製造局に派して學習せしむべし、若し人を派して日本及び各國に赴き學習せしむるを得ば最も善し、庶くは督及び將領文員皆切實考究し、新械の精價値の貴製造の難練習の易からざるを知るに至り、平日は即ち損傷を致さず、事あれば即ち熟諳旋放し、將辯の明味以て考核すべく、戦事の難易以て曉悟するならん、且つ一年數百桿なれば即ち十年には數千桿とならん、艾を求むる遅と雖も終に蓄へざるに勝れり、又自から製械の機を造るとは最も患を防ぎ漏を塞ぐの要著なれば、臣等は當に法を設け款を籌して奏明辨理すべし、是れ單に儲械の長策なるのみならず、兼て亦練兵の實際なり。

#### 四、農政を修む

各

中國は農を以て立つ。蓋し土地廣大、氣候溫和、遠く歐洲に勝り、最も農に宜しきを以てなり。故に漢人天下の大利は必ず農に歸すとの説あり。夫れ富民足國の道は、多く土貨を出すを以て要義と爲す。農以て之が本を爲すなければ、工は施す所なく、商は運ぶべきなからん。近年工商は間々進益あれども、農事は最も疲れ退くあるも進むなし。近年日本の農務に關する書數十類を譯出せるものあり、明白にして曉り易く、且つ其土宜風俗中國と相近きを以て仿ひ行ふべきもの最も多し。又其外一切物性土宜の利弊肥料を推廣するの新法、勸導獎勵の功效に關する西國農書を轉譯せるものも其中に備はれり。按ずるに光緒廿四年九月會て旨を以て農務局を設けるとを各省に命ぜられたるとあり。依て願くは更に明諭を降し、切に各省に飭して此事を實際に舉辦せしめられんとを且つ願くは北京に一農政大臣を設け、農務を考求督課するの事宜を司らしめんとを。又京師農務大學校を農政衙門の内に附設し、該校は之を空曠なる場處に建て、其傍に隙地を備へ以て農務に關する實事を考驗するの用に資せしむべし。又勸導の法は四あり

(一)農學を勸む 學生の日本農務學堂に於て學習し、免狀を領得せる者は其等差を

視て官職を獎給し、歐米兩洲の農務學堂に赴ける者は、路遠く日久しきを以て給獎を較優にし、其自費の者は更に優を加へ、之をして各省の農務局員とならしむべし

(二)官紳を勸む 各省は先づ農學に關する諸書を譯刻して各州縣に分發し、省城農務總局よりは農務に關する書中載する所の各法を用ふるに付き、何物か該省に適當なるかを指出し、州縣をして該地の情形を體察し、紳董を勸諭し、法に依て試種せしめ、年末には其結果を上官に上申し、且つ刊布して周知らしむべし。又每縣に一勸農局を設け、各郷の紳董を邀集して局内に於て購求し、凡そ穀果桑棉林木畜牧等の事、其本地と相宜しきものを擇びて、之を種る養はしめ、從來法を得ざるものは之を改易せしめ、貧民の力なき者は之に資本を助けしめ、種購法を得る者は官より酒肉銀錢を賞與し、數年の後効果あれば紳董に對しては給獎し、中なる者は督撫の匾額を獎し、上なる者は銜封を獎し、盡力且つ損資せる者は御書の匾額を獎與し、地方官の獎を得たる者は級を加へ、其公罪は寬免し、其最も優なる者は實際の昇階を獎し、又地方官の農政を舉辦せざるものは溺職の例に照らして參革すべし。

(三)鄉愚を導く 各種の嘉種新器は鄉民之を知らず、僻縣にては之を購入し難し、宜しく各省の總局より方法を設けて訪求し、款を籌して購入すべし。又省城に於て農

務。學校を設け、中學校普通學科卒業の者を選びて同校に學ばしめ、且つ各種の器械を省内に發給し民間をして試用せしめ、効果あれば略ぼ價值を取ることとし、其試辨の法は通用の者を先にし、専門の者を後にすべし、各種の肥料及び各種の風車水車を模造する事、稼を害する各蟲を除く事、毎年各物を換種して地力を助くるの類は、其易き者を先にし、其難き者を後にすべし、即ち山郷に番薯芋を種ふ、水澤に草を種ふ、斥鹵に稗を種うるの類は、其資本輕き者を先にし、其費鉅なる者を後にし、樹を種うるには、榆柳果實を先にし、松杉を後にし、畜收は、鷄鴨牛羊を先にし、騾馬を後にし、其已に有するの利を保つを先にし、其未見の利を開くを後にすべし、又病蠶を察し、製茶を講じ、棉種を求むる如きは、其利を獲る速なるものを先にし、其効を見る遲き者を後にし、葡萄を種ふて酒を取り、桐楡より油を取り、樟を種ふて腦を取るは、先にし、蜂種を求め、魚種を求むるは、之を後にすべし。

(四) 荒地開墾は賦税を緩にす。今日の度支を籌る者は多く開墾を以て言と爲せり、夫れ荒地を開墾して責むるに納税を以てすれば開墾は望むべからざるなり、計るに髮賊平定以後已に四十年、山西河南大侵以後亦已に二十年にして、生齒の蕃已に其舊に復し、平原沃壤江沿沙洲大率皆已に墾種して遺すなく、其損失に因り争訟し

て荒廢する者は僅に千百中の一二にして、所謂荒なる者は官吏の捏飾豪民の匿報たるに過ぎず、實際未墾に係るものは深山の巖合、沿海の斥鹵のみなり、山地を開墾する者は人勞し利薄く、又村孤に人少きを以て時不虞あり、故に開墾限りあり、海濱を開墾する者は捍潮變隸費多く効遅く、人煙稀少にして守望易からず、故に其荒廢に任せり、然り而して材木の利は必ず山に資すべし、中國の全局を計るに仍山嶺平地よりも多し、沿海に至ては北榆關より起り、南通海に及び、延袤二千餘里、若し山嶺は其榛莽の儘に聽せ、海濱は其斥鹵たるに聽せば、實に惜むべしと爲す、今日農務を興さんと欲せば、惟だ墾耕納税の期を格外に緩にし、又法を設けて以て之を鼓舞するにあるのみ、山地を開く者官に報ずれば照を給し、期を寬にして納税せしめ、雜糧を種て十石以上に至り、樹を種て一千株以上に至れる者は、獎賞を酌與すべし、按するに各省の高山土石多くとも、皆樹を種ふ得べく、眞に不毛に係る者は甚だ少なし、故に歐米各國には決して童山なく、而して材木の實際に効あるや否やを考査するは最も顯易なり、此事は宜しく州縣を責成して、總局より委員を派し、時期に依て往査せしむべし、其山上に樹木あるや否やは一覽して知るべく、掩飾する能はざるべし、此の如くすれば、即ち山地の利開けん、又海灘をも開墾する者も官に報ずれば

照を給すべく、且つ資本は較鉅なるべきを以て、納税の期は最も須らく寛に從ふべし、而して雜糧草木を種うるは均しく其便に聽し、必ずしも稻田となさしむるに及ばず、且つ徐貞明の説を採用し、一人して若干頃を開ける者は職銜封典を獎與すること、せんと欲す、此の如くすれば則ち海灘地の利開けん、又沿江沿河の沙洲は皆沃壤にして私に開墾する者尺寸墮すなく、年に隨て増長せり、貧民は冊漲の常なきを畏れて敢て報せず、勢豪は無量の腹壤を貪て盡く報せず、往々爭訟葛藤數々なり、今宜しく實數を查明し、已に報墾納糧の者は別となし、其餘は亦冊を造り照を給し期を寛うし納税せしめ、即ち此田を以て農學に關する新法を試験するの地となし、原墾者に責任を持たしめ、本人に於て何物を種ふんと欲するか届出しむべし、或は米國肥大の棉を種ふ、或は砂糖を作り得べき西國の蘿蔔、米國の蘆粟等を種ふるも可なり、或は米國牧牛牧豕に用ふる機械耕田の法及各種適當なる種植畜牧を仿行するも可なり、洲田は大概水濱の大地なるを以て、西法の農務には適當なり、數年以後官紳に於て監董且つ查明して成效ある者は、其地を給與して所有せしめ、且つ獎賞を與へ、其苟且欺飾し毫も遵行せざる者は、其地は本官地なるを以て、之を官に沒収すべし、此の如くすれば則ち洲地の利開けん、又山地海灘地洲地に於て生じ

たる物に對しては、何れの地に運送するにも十年内は一切釐金を免すべし、地利既に開け、農學の效既に見はれ、風氣一たび開くれば、仿行必ず衆く其國家に益ある宏且遠なり、豈目前徵糧納税の微末にあらんや、此外江海には蠔蜆の類を放種するの法あり、内海にては海魚を捕へ海産を探るの利あり、資本多きも利厚く、外國に於ては最も購求注意せり、近來我國は反て之を日本に仰き、坐ながら己れの利を失せり、依て該處州縣を贊成し、會社を起して舉辦せしめ、紳富にして資本を該會社に貸與せる者は夫々旌獎すべし、東三省は地方廣濶にして土脈最も厚く荒地最も多し、然れども力強く貴饒く才能く衆を率ふる者にして、能く前往して開墾するを得べく、零星なる農民の能く事を濟し得る所にあらず、依て願はくは特に章程を定め、一人にして田若干頃を開けるに者には優に從て實官を獎與し、紳富にして資本を貸與せる者には旌獎し、以て鼓舞を期せられんとを、此亦根本を實にし、盜賊を息むるの計なり、亦蒙古の生計は遊牧を以て主と爲せり、然るに近數十年來は蒙部日に貧しく藩籬疎薄なり、願はくは蒙古各部落の王公及該處將軍大臣に勅下し、牧政に有益なる事宜を酌擬して、奏明辨理せしめられんことを、亦從來の章程に據れば、毎年内地各省より口外に至りて馬を買ふ者は、兵部に於て馬票を請ふべきこと、なり居

り、已に買ひ來りたる後も亦同部に行て焙驗を經べきとなり居り、章程甚だ密にして道途も亦周折多し、購馬の費既に多きも、其價は必ず減省を求む、故に馬の銷路旺ならず、案査するに北省馬を用ひて地を耕すも、運載には多く騾を用ふ、若し内地に馬多ければ農事に於て亦裨益あらん、方今蒙古と腹省とは情一家に同じきを以て、必ずしも多く限制を設くるに及ばざるに似たり、願はくは部に勅して酌議の上、馬票の下付を請ふの例を改定し、口内に至りて馬を賣り、及び商民が口外に至りて之を購ふを許し、只該商より報せしめ、且つ各口より具報せしめ、以て稽核に備へしめられんことを、則ち口馬の銷路既に旺にして蒙古の生計稍紓ぶべきなり。

### 五、工藝を勸む

世人多く謂ふ西國の富は商に由れりと、知らず實は工に由るものなるを、蓋し商なる者は已に成るの貨を運び、工なる者は未だ成らざる貨を造り、粗なるものをして精ならしめ、賤なるものをして貴からしめ、朽廢のものをして有用ならしむ、工藝ありて然して後貨物あり、貨物ありて後商賣販運するを得べし、考工記に曰く百工の事は皆聖人の作す所と、中庸に曰く百工を來せば則ち財用足ると、夫れ財を足すを以て之を工に歸す、是れ古聖人富國の要策工を重んずるの微旨なり、惟此のみならず

ず商の盛なるは財力に由る、必ず資本充て而して後盈餘厚し、故に銀錢を計りて以て本息となす、工の盛なるは人力に由る、一人の技藝あれば則ち一人の盛器あり、故に人を計りて以て本息と爲す、外國は財多く中國は人多し、今日中國富國の術を講ずるに、若し商務を以て歐米各國に敵せんと欲するも、是れ我能はざる所のものなり、若し工藝を以て各國に敵せんと欲すれば、是れ我必ず能する所のものなり、工を勸むるの道は三あり。

(一) 工藝學堂を設く、堂中に機器廠を設け、讀書通文の士を擇び、教ふるに物理學、化學、算學、機器學、繪圖學を以てし、學成れば工師とならしむべし、又總敏少年の藝徒を擇び、教ふるに機器を運用するの方、物料を辨別するの法、各種の緊要なる製造の程式、鎔銅、打鐵、煉鋼、解木、柔革、火靨を燒造する事、水泥を造る事、焦炭を煉る事等、各門の實事を以てし、學成れば之をして匠目とならしむべし、蓋し外國の工師は皆是れ學人にして匠目と同じからず、一は深く其理に通じ、而して目其事を驗し、一は身其事を習うて亦漸く其理を悟るものなり、學問實なる者は工師も亦手を動かして作工すべく、又閱歷深き者なれば匠目も亦能く自から新意を出さん、又學堂の大小工藝門類の多少は、則ち其經費を視て酌辨し、漸次に擴充すべく萬緩うすべからず。



(二)勸工場を設く 西國には常に賽會の舉ありて、本國及他國の貨物を集めて其中に置き、人己れの國の貨物精巧なるを見れば則ち購ふもの多く、我他國の貨物精巧價貴く銷路多きを見れば則ち力めて進歩を求めん、是れ歐洲賽會の本意なり、日本は之に倣ひて勸工場を設け、亦商品陳列所と名けり、今宜しく沿江沿海及内各省の大城巨鎮に於て、各勸工場一ヶ所を設け、本省出産の貨物工作器具を備列し、人々をして縦觀せしめ、一は以て各國の好惡を察し、一は以て工藝の優絀を考へ、工人をして自から勉勵せしむべし、此事は毫も難からず、惟だ朝廷に於て各省に嚴飭して切實に舉行せしむるに在り、且各省をして毎年出産及人工製造各種若干なるかを奏報せしめ、其海關を經過して出口する土産名目增多にして、工匠の製造せる新器及工廠等多數なる者は、該布政使及關道を獎し、行はざる者は處分を加ふべし、左れば無形の中に効を收むること多からん。

(三)良工に官職を授與す 考工記を按ずるに曰く、國に六職あり、百工興つて其一に居ると、故に考工記の官は皆専門の工匠なし、願はくは朝廷に於て章程を明定し、各學堂を卒業せる工師、及各局に於て製造に關し効ありし匠目は、各省より確實に考驗し、夫々保獎し、工師には文職を授け、匠目には武辯を授くるを准さらんことを、

若し文士藝徒にして自から資斧を備へ、外國の學堂或は工廠に至りて學習成業せる者あれば、其證書憑照を驗し、其等差に案じて夫々官職を保獎し、中國に在て學習せる者に比しては更に優に従ふこととすべし。

以上の三事並行すれば、中國の工藝は日に進まん、假へば愚民小工一ヶ月工錢三四十文を得たる者、學成るの後は銀數十元を得べく、土貨一年の出口二億なりしもの、以後若し毎年十分の一を増加するを得ば、十年の後は二倍となるべく、關稅の多きこと自から言を待たざるなり、又自から新法を創め、各種の貨物を製造せる者は、特許證を給與して、其若干年間專賣するを准すべし、凡そ人工を以て製造せる貨物に對する釐稅は、最も輕きに從ひ、新に出せる式様に對しては、三年間釐稅を免すべし、是れ工藝を鼓舞するの要務なり、之を總ぶるに窮民を養はんと欲するに、荒地を査せんよりは、百工を勸むるに如かず、漏卮を塞ぎ、外人を拒がんと欲するには、土貨を造るに若かず、民を富まし、國を富まし、確實憑る可し、此の如くすれば、但生齒を繁からざるを患ふるのみ、豈その日に繁きを患へんや。

## 六、鑛律、路律、商律、交涉刑律を定む

中國の鑛産は富饒蘊蓄にして、而して未だ開かず、鐵路の權利は兼擅なるも、遲疑し

て未だ辨ぜず、二事久しく外人に垂涎せらるる近數年來、各國は紛々資本を集めて來り、我此等の事務に於て尙定章なく、外國の情形に關し、未だ能く悉く盡さざるを知り、機に乗じて我を愚にし、利を攘ひ、權を侵し、或は開鑛に藉て鐵路に攬及し、或は鐵路に因て開鑛に涉及し、此國省に於て利益を得れば、彼國は即ち他省に於て援照均霑し、動もすれば輒ち某國公司と稱し、漫に數省の地方を指して其界限となし、祇だ豫じめ寛く地段を指占するを知り、何れの年か方に能く興辨するを知らず、近年佛は雲貴に獨は山東に、英伊は山西河南に於て既に合同を立てたれども、章程紛岐にして恐らくは未だ必ずしも盡く妥善なる能はざらん、今回和議成る後は、各國の會社は更に必ず踵を接して來り、各省の利權は將に盡く奪はれ、中國は自から振ふに由なからん、且此後内地各處鑛務及び鐵路につき處として洋人あらざるなく、地方官の管束を受けず、任意平民を欺壓し、地方官は只保護彈壓の勞、養兵緝捕の費あり、て利益の霑すべきなく、抵制の術なからん、一旦百姓欺凌に堪へず、或は事端を滋くすれば、將に多人に株連し、巨款を賠償せんとす、害を爲す何ぞ言ふに勝ふべけん、故に必ず須らく著名の律師を聘し、各國の辨法を採取し、公平に鑛山及鐵道に關する一畫章程を定め、已に開修を承諾せると然らざるとを問はず、總て之を核定し、務め

て界址をして限りあり、資本をして根據あり、舉辨をして期あらしめ、國家の應さに享くべき權利を保ち、地方の彈壓保護をして實あらしめ、華洋商人をして一様に均霑せしむべし、洋人等範圍あれば則稍戢を歛むるを知り、普通人民欺侮を免かるれば則ち漸く猜疑を消滅せん、事端を生じ會社に於て累を受けたる場合にも、原因の有無を區別し、犯人を罰し、賠償するとに就ても、亦須らく預じめ限制を定むべし、庶くは中國自然の大利、中國無窮の大害たるに至らざるべく、最も今日の急務なり、又互市以來商業の大分は全く洋商に係り、華商は坐買零販たるに過ぎず、其故を推すに蓋し中外の貿易及び機器製造均しく一二人の財力の能する所にあらず、凡て洋行なる者は皆勢力雄厚にして、千家を集めて會社と爲せる者なるに由れり、又歐米の商律は最も詳明にして、其國家又種々の方法に由て保護せり、是を以て商務日に興れり、中國は素と商賈を輕んじ、商律を講ぜず、是に於て市井の徒苟も私利を圖り、彼此相欺き巧なる者は他人に損失を加へて逃走し、拙なる者は累を蒙れり、故を以て株金を集むるにを以て畏途となし、遂に洋商等と爭衡する能はざるに至れり、況んや凡商務に關する訴訟あり、中國人洋商に負債ある場合には、領事は任意に要索し、反對の場合には、領事は毎に多くは偏袒せり、是に於て華商は或は洋行の株に

附して其餘利を分ち、或は無頼の流氓を雇ひて保護を得、又は洋行なりと假稱せり、若し急に維持せざれば勢必ず華商は盡く洋商の役となりて而して後已まん、故に中國に於て商律なるものを定めて、後華商等恃みありて恐なきを得ん、販運の大會社成すべく、製造の大工廠設くべく、假稱の洋行杜ぐべし、華商は一般の情形には較熟し、工價は較輕く、費用は較省くべきを以て、十年以後は自立し得べく、駁々乎として洋商等と相角すべし、且印紙税を徵收するに就ては、會社、工廠、商店、倉庫登録等の費は皆商律と相輔けて行ふものなるを以て、必ず商律ありて後方に能く舉行し得べし、故に急に編定せざるべからざるなり、次に刑律に至ては、中外迥かに異にして、猝かに改定し難し、然れども交渉の案ある場合に、華民西人に對して行ふ所の事は輕重同じからず、審訊の法も亦偏重多し、重大なる教案に關しては、新約中已に專條を設けたれば、更定するに由なきも、其外交渉の雜案及教案にして未だ大事を醸さざる者に就ては、宜しく一の交渉刑律を酌定し、民心をして稍平ならしめ、後患をして稍減せしむべし、左すれば小補なくんば、あらず、依て願はくは總理衙門より各國に出派せる駐使に發電し、各國著名の律師を訪求し、一、大國毎に一名を雇入るゝこととし、該衙の律法編纂の教習とならしめ、博く各國の鑛務、鐵路、商務刑法に關する

諸書を参照し、中國の爲めに簡明なる法律を編纂せしめ、其編成の期は一年とし、該衙門大臣より適當に斟酌し、旨を請うて核定し、各國に照會し、天下に頒行し、一躰に遵守せしむべし、惟だ雇入るゝ所の各國の律師は、須らく其律學著名にして、曾て大事を爲したる人ならざるべからず、之に對して優に報酬を給するを妨げず、庶くは各國名を聞て敬服し、且つ中國の鑛路商務に關する各律及交渉刑律は、其訂定せるものなるを知らば、爭執妄駁を致さざるべし、又此項の教習に對しては、其合同内に於て鑛路商務大臣の監督に歸し、且つ隨時該衙門の提調と商議決行すべきことを議定すべし、又一方には該衙門内に於て鑛路、商、各律及交渉刑律に關する學堂を設立し、職官及び進士舉貢を選びて學生とならしめ、法律編纂の時には繙譯清書を幫助せしめ、編成の後には更に各教習に隨て法律學を講習せしめ、且つ一兩年間審判を學ばしむべし、四箇の法律已に定まる後、各省に於て鑛山を開き、鐵路を修し、及び會社工廠華洋鐵債に關係ある事、及び其他交渉の雜案ある場合には、悉く新律に按じて審斷し、兩造に於ては若し不服あれば、止た北京に於ける鑛路商務衙門に上告せしめて、北京に於て審斷し、或は律法編纂教習を該省に派し、關道と會同の上審斷せしめ、一たび商務衙門或は律法教習の復審を経たる後は、即ち定案と爲し、更らに翻

案するを得ざらしむべし、又京城に於ける學生中卒業の者は洋員に隨ひて此等の案件を審判するを學習せしめ、學成るの後は各通商口に派遣して判官となし、且此外隨時學生を添選し、接續學習せしめ、以て多く人才を儲へ取用に不足を告げざるを期すべし、又各洋教習は既に我が爲めに四項の新律を編纂し、兼て能く學生を教授する者なれば、長く留めて京内に居らしめ、以て諮訪に備へ、教授に資すべし、果して能く早く此四律を定むれば、單に利を興すの先資たるのみならず、實に害を防ぐの要著たるべし。

### 七、銀元を用ふ(銀元は銀貨の意)

銀元の利は三あり、即ち平色畫一にして出納分明且つ吏胥弊を舞し勒索する能はず、官民補足損累を受くるに至らざること一なり、商賈交易簡捷にして欺くなく賄僧權なく既に行旅に益あり、亦送換に便なること二なり、官款の收入支出全く銀元を用ひ、大元を以て母となし小元を子とし、相輔けて行へば、工銀局用を去りたる外商盈餘あること三なり、惟だ官より發する款若し官物製造工料等を采辦あるに係れば、商民の物價工價必ず暗に其中に加へん、且つ出納は皆大元を以て主とし、小元は多きに過ぐるを得ずとすべし、然れども鑄數發數既に多ければ盈餘も亦少なか

らざるべし、是れ銀幣を整齊するの善政にして、盈餘の有無に在らざるなく、惟だ最要なる二義あり、某は謂ふ中國は銀を用ふるに皆兩を以て計り、而して各國の洋銀皆七錢二分に係れり、宜しく毎元改めて一兩となすべし、斯くしてこそ整齊用に適すべしと、此論は決して見なきにあらず、然れども錢幣の制權量の法は必らず先づ雄厚なる力ありて、乃ち能く轉移の權を操るを得べきものなるに、中國は財審み商弱く自から風氣を爲すこと能はず、以後は最も甚しからん、若し銀元の輕重洋銀と相同じければ、尙ほ洋銀に傍うて行ふを得べし、然るに改めて一兩となし、洋銀の數目と參差すれば、恐らくは沿江沿海に於ける洋行に於ては行用を肯んぜず、商埠に於ても行はれず、内地に於ても必ず阻碍あらん故に、仍ほ七錢二分のものを鑄造すべし、斯してこそ暢行の益あるべし、某は又謂ふ官に於て收入するには即ち庫平庫色に照して補足せしめ、官より支出する場合には即ち銀元を以て紋銀として計算し、必ずしも補足するに及ばざること、せば、部庫に於ては歲に巨款を得べしと、是れ萬々不可にして、出納共必ず一律ならざるべからず、斯して後商民間に流通するを得べし、蓋し官に交するの款は、自から必らず指定して、専ら中國の龍紋銀元を收むとすべし、然れば則ち收款として入る所の龍元は、仍ほ是れ官局より發したる原

物にして必らず官より先づ一萬を發し、然して後民間より官に交する一萬あるべし、是れ官款發出の時、已に先づ此一萬の盈餘を庫内に控收せるものなく、果して能く、收入支出一律にすれば、則ち商民は信用して疑はず、天下に散布し、或は荷物を購ひ、或は積存周轉して已まず、大率皆民間にあるべく、豈能く毎年發出せる數を全く官款を交納するに用ゐしめ、之を庫に還さしむるを得んや、若し出納一ならざれば、則ち民間に於て必らず九割を以て之を視、其勢斷じて通行する能はざらん、且つ英國メキシコ日本諸國の銀元の軋る所となり、必らず價を壓せらるゝを致し、毎元九割の實數に及ばざるに至らん、之に就て洋商を待たず、華商に於て自から價を壓すべく、商埠に於て既に割引せば、民間に於ては安んぞ收用を肯んぜんや、壅滯虧折して其損多からん、尙ほ何の盈餘か之れ有らんや、昔咸豐年間に嘗て鈔票を行ひたりしが、計臣理財の大道を計らず、又宋人交子會子の用法を考へず、又票本を準備せず、其意只空紙を出して以て實銀に換へんとするに在りしを以て、出納兩岐となり、支出の款には難ぜ用ふること多く、收入の際には之を少くし、或は收入の場合に全く搭用するを准さず、或は支出に全く鈔票を用ゐたることあり、戸部に於て既に實銀と視爲さず、民間に於ても亦遂に虚器と視爲し、數年の後には壅廢して行はれず、鈔

票一百兩銀二兩に値するに至れり、是れ前車の鑿なれば、之を以て自から銀元の銷路を阻むべからざるなり。

#### 八、印花稅を徵收す(印花稅は印紙稅の意)

案ずるに外國に於ては煙酒阿片を除く外、大率皆關稅なく、其稅の巨款は全く印花稅に在り、凡そ銀錢物業に關係ある契約其他證書には、官局より發する印紙を其上に貼附せり、其大意銀を抽するに在りて貨を抽せず、已に賣れる貨を抽して未だ賣れざる貨を抽せず、四民百業凡そ收入ある人を抽して、單に商買賣易の人を抽するのみにあらず、故に西人印花稅の義を解して是れ乃はち銀錢稅なりと曰へり、今日國家の收入を増すには此事を仿行すべし、且つ稅關に於ては現に増稅を議するを以て、外人は必ず内地釐金稅を免かれんと欲すべし、若し印花稅を徵收すれば、尙ほ之に由て抵補するを得べし、案するに各國の印花稅章程は、光緒二十二年頃總理衙門より各國駐使に飭し、査取譯送せしめたることあり、其内英國の印花稅章程は最も詳密にして、且つ參贊馬格里的譯せる所に係り、解説も亦明晰なり、又日本は前三年に新たに改定し、東方の情形に於て較近し、但だ中外の情形は略不同あり、外國に於ては商富み民饒く、產業價值貴く、銀錢往來多し、故に徵收する所巨なるも、中國は

商民貧苦本業既に微に轉移も亦少く、契約、合同、株券、各種手形送り状等限りあり又遺産の一項は英國に於ては最も巨款を得、其重税を徴するは全く旁系の承受及親友等分配の場合にあり、毎年全體の徴收總額一千四百萬餘磅あり、而して遺産の一項多き時は八百萬餘磅に及べり、然るに中國は産業本廉にして、又た子孫相繼ぐに係る、故に此税は勢多き能はず、然れとも中國若し能く辨成せば、英國の二十分の一を得るとするも、亦た五六百萬を徴收すべし、但だ其使用を查考するの法及び差等の數を分別するは甚だ繁細なり、案するに英佛に於て初めて印花税を徴收せる時も故障多く、第二回到に章程を改め、始めて暢行するを得たりと云ふ、中國に於て初めて行ふ場合にも隱匿必ず多かるべし、推敲細に過ぐれば紛擾を免かれざるべきを以て、只だ稍や寬に従ふべし、十年八年の後、稽核の法漸く周密となれば、自然に日々暢旺なるに至らん、願はくは勅して各國の章程を斟酌妥議舉行せしめられんことを。

### 九、郵政を推行す

案するに外洋各國に於ては、郵政なるものは國家收入の一大端にして、大率歳々數千萬兩を徴收し、遞信最も速なり、然るに中國の驛站なるものは、耗財の一大端にし、

て歳々約三百萬兩を費し、而も文報最も遅く、盈虧相反し、遲速も亦相反せり、然れば則ち此事の必ず變通すべきは知るべきなり、其故は驛站ある州縣に於て馬に必ず缺額あり、且疲瘦し、其上州縣等は此を以て收入の補足となし、管驛の家丁等も之を以て利藪となせるに由れり、故に文報は必ず遲延を致し、官紳の書信も間々馬封を加へ、文報に附して遞送する者あり、驛官は其例規の許す所にあらず、又費用を出さざる惠便に係るを以て、之を拒絶もせず、亦送費を要求せず、到達すると否とは意とせざるなり、又州縣中驛路に當らざる者は、舖司を設け、武官の文報は塘汛をして遞送せしめ、其延擱は更に驛站より甚だし、又中國は既に郵局なかりしを以て、英獨米日本諸國は中國内に自から信局を設け、我利權を侵せり、是實に萬國の通例にあらず、光緒二十一年總稅務司ハートをして此事を辦理せしむとの旨降りてより、翌年沿江沿岸には漸く郵局を設け、海關稅務司の兼管に附したり、是に於て沿江及び沿海に於ける公文私書は迅速以前に勝り、而して信資は極めて少なし、又稅務司は從來の信局が汽船に由て信件を遞送するを禁じ、而して又信局が滋鬧せん事を慮り、内地の信函は仍ほ信局より轉遞輕交するを許す事とし、一包の重さ一封度の者に付十仙を徴收せり、而して右一封度の信包中には多きは五六十通、少なきも二三十通

の信書あり、信局は民間より一通につき少なくとも一百文を取れり、故に稅務司の設けたる郵局收入は用費に對し尙不足なり、是蓋し壟斷に由て調停を生じ、調停に因て損失を致したるものなり、依て各州縣に於て遍く郵政局を設け、州縣をして之を管理せしめ、省城に於ける總局より章程を妥定したる上、印紙を刊發して使用せしめ、其局内の費用は從來ありたる驛站舖司各經費を以て之に充て、又内河内地には快舟快馬健夫を置きて馳遞せしめ、章程を明定して官民の私信を遞送することを許し、京内及外省の文書衙門の文報書信は都て此局より遞送し、其責任は仍ほ驛站に關する從來の規則に依らしむべし、其信資は務めて省減し、以て招徠を廣くすべし、若し銀錢及び陸票を送らんと欲するものあれば、亦附帶を許すべし、只だ須らく海關の郵局章程に照し、一封につき多くも洋銀十元或は銀七兩を送るを許し、從來の信局は其儘に任せ、民間に於て官局或は商局に託するも均しく其便に任すべし、若し官局費少なくて迅速なれば自然に來る者多からん、又一縣の官局毎年使用せる印紙の數を查核すれば、即ち收めたる信資の數を知るべし、其一年の收入は驛館の經費を支給する時に於て之を控除し、斯ること久しければ、信資は日に増し、驛費は日に減じ、十年の後には専ら信資を取りたるのみにて、局費を辨ずるに足り

驛舖の各費は全く省減し得るに至らん、惟だ外國に於ては字を識る人多く故に書信多きも、中國に於ては其人少なき爲め書信少なし、又此等創辦の事は俄かに贏餘を望むべからず、但驛舖の經費を専ら信資中より辨ずるを得ば、毎年三百萬兩を省減し得ることゝなるべし、又各縣の地勢は同じからざるを以て馬船或は人夫或は水陸兩用にするも、該縣の酌量に任し遙制を爲さず、只妥速を以て主となさしめ、其局費は都て驛舖經費中より支出せしめ、又局は衙署内に設け、別に費用を要せざらしむべし、又境内の大鎮には適宜に分局を設け、之が爲めには多數の人を要せず、只一人を派して客棧に駐まらしむれば、即ち可ならん、或は店舗をして代辨せしむるも亦可なり、要するに只印紙を發賣し、信函を受取り、信資を領受するのみにして、多く費用を要せざるなり、又信資を收入せざる前は、決して驛費を裁減せず、亦一錢たりとも多くは出さざるべし、此事たるや國に益あり、民にも便なり、商局をも傷くるなく、州縣にも毫も損する所なし、以後州縣に於て收むる所の信資、若し從來下付を受けたる驛舖經費の數に足り、尙ほ盈餘ある時は、省局に送付すべし、然れども、其三割は該州縣を獎勵する爲め賞譽し、以て奮勉する者の勸めとなすべし、計るに各省の繁盛なる城鎮は約二百餘處あり、驛費已に足りたる後は、毎年二三十萬兩の收入

を得べし、目下沿江沿海の地方に於て汽船に由るものは暫らく稅務司に歸し、内河に於ては汽船たり民船たり或は陸行に由るものたるを論ぜず、都て州縣の施行に歸すべし、以後更に情形を察し、若し江海の汽船郵局をも州縣に歸し、稅務司の兼管を要せざることをなれば尤も善策なりとす、又各國と商議して郵政公會に入ることは、現在華洋人相互の寄信は多からざるを以て尙見合すべし、惟だ各省の郵局は驛政局と名け、稅司の郵政局と相混ざるを免かるべし、依て各省の督撫より按察司を督飾し、州縣をして局を設けて辦理せしめ省き得たる費用は、之を布政使に送らしむべし、然れども洋員を用ゐず、以て内政に干預するの漸を杜ぎ、且驛站ある州縣が文報を遞送するに付、膠葛窒碍を生ずるを免かれしむべし、又海關の郵局未だ州縣に歸せざる内は、郵政局と驛政局とは彼此互に信件を代送し、内地より内地に送るものは只驛局の印紙を用ひ、内地より通商各口に送るものは郵局の印紙一錢を加貼し、通商各口より各地に送るものは驛局の印紙一錢を加貼し、其驛局と郵局間計算に關する一切の細則は後より詳酌決定すべし、又鐵道は毎年國家の保護維持を受くるものなれば、國家の爲めに信書を遞送し、聊か報効の忱を申ぶべし、又沿路の各州縣が公用に依て汽車に搭乘し、或は信件を遞送する場合には、車費を取らざ

ることすべし、惟だ公文信件を以て鐵路公司に交付して取扱はしめ、權を外國に授くるの弊を生ずべからず、之を要するに此事にして若し州縣の兼辦に歸すれば、即ち費用は別に支出するに及ばず、又局は州縣より酌設し進退裕如、大益なしとするも亦損する所なからん、よし贏餘なしとするも亦細なからん、若し別に員を派し局を設くれば、延寄及び奏報等の要件遅誤ありし場合に、必らず推諉多からん故に、只州縣を責成するの弊なきあるのみなり。

#### 十、洋藥を官收す(阿片を官の專賣となすの意)

方今國家の收入を圖るは最も急務なり、然れども零星なるものを羅掘するも巨款を得ること難し、釐金は將に撤せんとするを以て更に加ふることは難し、又鹽價は屢々加へたるを以て亦重きに過ぎ難し、故に只價を阿片に加ふるのみ、是れ民を病さず而して巨餉を増すを得ん、案ずるに佛國及スペインはマツチ呂宋煙を運賣し、日本は臺灣に於て阿片を專賣せり、是れ皆政府に於て收買分賣するものなり、依て今其法に倣はんとす、海關貿易表中、光緒二十五年分阿片の輸入高を見るに、五萬九千六百六十一擔あり、又其以前五年分の高を見るに、多き者は六萬三千一百餘擔、少なきものも四萬八千九百餘擔あり、每擔一百斤とし、六萬餘擔を以て計れば九千



六百萬兩なり、現在の時價は毎兩の價銀五錢とし、姑らく一萬兩として計算すれば、銀五千萬兩にして、稅釐は其内に在り、依て以後は官より局を設け、各關に輸入の時、に於て全く之を收買し、然る後時價に照らして二割を加へ、各省より商人に轉賣せしめんと欲す、斯くすれば、稅釐を海關に納還したる外、尙ほ毎年盈餘一千萬兩を得べし、又官局が先洋商より總體收買したる後、華商に賣下げたる以後、他方に運送する事及び價值高低、鎖路如何等に就ては、全く不問に付すべし、是尤も簡易なり、只毎兩銀五錢と云ふは、是華商か轉賣する時の價なれば、其中には必ず餘利あるべし、然れば、則ち買ふ時の價は尙五千萬兩以内にあるべし、惟だ香港及び沿海一帶には、須らく巡緝に用ふる小兵船數艘を置くべし、光緒十三年ハート阿片の稅釐を併徵せる時、巡船を創設し、其船式、船數、地段、經費及巡緝の法等は、總署内に奏案あるべく、查考に容易なるべし、又上海には、宜しく總局を設け、各海關輸入の場所には、分局を設くべし、巡船及總局分局の委員、司事人役等に要する經費は、二百萬兩以内を要すべし、開辦の初めには、一千萬兩の資本を要すべし、是れは外國銀行より借用し、十年内に償却すべし、是乃ち見込あるの款なれば、利息は必ず輕からん、以上の法に従へば、巡船局費及毎年本利償却高を除き、七百萬兩を得べく、十年の後には全體を償却し

毎年八百萬兩を得ることゝなるべく、海に巨款と云ふべし、若し華商運銷暢順なれば、以後の賣價は更に時を見て酌加するを得べく、五六割を加へ、以て十割に至るも亦良民に損なからん、若し價を加へたるに因りて銷路滯停すれば、半年の後を待ち、尙恢復の望なき時に至りて價を酌減し、其極從來の賣價通りになすことゝすれば、自から銷出すべく、必らず損失を招くの理なし、又從來阿片輸入の場合には、必ずしも即時に賣れ了るにあらず、然るに今若し官より全體收買すれば、亦洋商等にも益あるべし、依て洋商と議定し、毎年幾回かに分ち、貨物到れる毎に、即時に手付銀二三割を付し、其は三箇月拂の手形を交付することゝすべし、右三箇月以内には、華商等來りて買ひ去るべきを以て、即ち其代金を以て洋商に轉付すべし、惟だ價を加へ專賣するの章を定めたる當時は、華商等は必らず觀望して減價を圖るべきも、半年に及ばざる内在荷盡くるに至れば、斷じて終始把持すること能はざるべし、故に須らく半年分の資本を備へ置きて、後定價を堅持するを得べし、然れども洋商は既に手形を受くることを拒まざるべきを以て、我に於て三箇月の費を準備すれば、即ち周轉に敷くに足れり、又去年土産の阿片に對し、三割の稅を加へしより、以後運銷の數少しも減少せず、然れば、即ち外來の阿片に對し、其價二三割を加ふるも、亦差支な

るべく、阿片商等も必らずしも抗阻せざるべし、又内地の阿片にして既に三割の税を加へられたる以上、英商とても口實なかるべし、又若し各官局中未だ價を加へざるものあれば、查明の上一律に三割を加ふることを切飭すべし、又其巡船未だ造成せられざる内は、暫らく南北洋の兵船を以て之に充つべし、左すれば經費は稍省くことを得べし、又此事は先づ英國と商議の上專約を訂立し、毎年六萬擔を銷賣し、多く運送し來るを許さず、二年の後情形を察し、更に該約を續訂することゝすべし、又近十年間は阿片の銷數盛ならず、光緒二十五年に至りて始めて多かりき、故に今年一定したる銷數あれば、英人に於ては必らず樂從すべし、惟だ華商が私かに輸入することは之を防がざるべからず、若し英國に於て實力を以て我を助け、防察するにあらざれば、斷じて盡く杜絶し難し、依て巡船にて稽查せしむる外、應に英國と切實に議定し、只各口に於て官の收賣するあるのみにて、英商等に於ては毫も私に華商に賣らざることゝし、若し華商の私かに買運せる者を查出せる場合には、重く罰することゝすべし、印度に於て若し妄りに賣らざるときは、偷運の弊は立どころに止まん、我に在て之を防ぐは甚だ難きも、英人に於て之を禁ずるは甚だ易し、是れを第一の關鍵となす、若し英國に於て訂約して實際に行ふを肯んずれば、此事の有益

にして巨餉を得べきことは確實なり、願はくは大臣一名を欽派し、上海に駐まりて此事を辨理せしめんことを、又此大臣は總理業務大臣と名くべし、此事は任重く款巨なれども、其事は甚だ簡なれば、只操守廉正確實信すべく、外國の情形に於て隔關せざるものなれば、即ち任に勝ゆべし、又其各口分局の委員は、都て該大臣より選派し、臨時に巡察すべし、此舉たるや中法に在りては即ち民生に害なく、西法に在ては即ち商務に碍なし、願はくは朝廷より迅速に施行せしめられんことを。

### 十一、多く東西各國の書を譯す

今日各國の法を採取せんと欲すれば、宜しく多く外國の政術學術に關する書を譯すべし、譯書には約三法あり。

一、は各省をして譯刻多き者を訪求して、獎賞を出願せしむる事、然れども經費限りあり、書多き能はざるべし。  
二、各省に明諭して、舉貢生員中若し外國有用の書を譯出するものあれば、京外大臣より奏聞せしめ、優に従て實官或は虛銜を獎與し、各省をして刊行せしめんことを請ふ、斯くの如くすれば、費を省くこと多からん、然れども外國の要書中流播して中國に入れるものは、幾ばくもなく、精なる能はざるべし。

三、出使大臣に勅令して、該國に於て新に出たる最も精要なる書を訪求せしめ、該國の通人を聘慕して正翻譯官となし、隨員學生等をして之を助けしめ、洋文に通じ而して文理深き者を副翻譯官となし、文理優にして洋文淺き者を幫辨翻譯官となし、其全く洋文に通ぜず而して文理平常なる者は出洋隨員學生となるを許さず、以て濫竿糜費の弊を杜ぐべし、又三年を限りて每人をして若干の書を譯し、毎種若干字と定め、歸國の時提出して短缺あるを得ざらしめ、其の短缺甚しき者は保舉を許さざるとすべし、斯くの如くする時は、去る時は洋文は淺かりし者も、歸る時には必ず深からん、隨員學生の學業に於て暗中成就する所多く、而して譯する所は皆用に切なるものならん、然れども是れとても速なる能はざるなく、依て願くば出使日本大臣に勅令して、多く隨員學生を率ゐ、其經費を増し、其員額を倍にし、廣く要籍を蒐め、門を分ちて翻譯せしめ、譯成れば隨時寄送刊布せしめられしとを、日本の政治及學術に關する各書中には自ら創纂せる者あり、又西國の書を轉譯せる者あり、西國の書に就て重ねて刪訂酌改を加へたる者あり、中國の時令、土宜國勢、民風と大率相近し、且つ東文東語は通曉較易く、文理優長なる者東書を翻譯するを學べば半年にして成るべく、是れ根據ある事實なり、斯くの如くなれば既に精にして且つ速ならん。

以上の各條は皆其切要にして急に行はざるべからざるものを擧げたり、之を天下に布告すれば、則ち俗を駭かすに至らず、之を實政に施すも、則ち民を病ましむるに至らず、康有爲の邪說、謬論の如きは、只康教を傳ふるを以て宗旨となし、紀綱を亂り、詭謀をなし、其實西政西學の精要に於ては、全く未だ通曉せず、茲に擬する所の各條は皆之れとは判然同じからず、且つ大率皆三十年來已に旨を奉じて陸續舉行せるものにして、推廣力行急難を紓ぶるを冀ふに過ぎず、而して大旨は最も西人富強の本源を考へ、西人立法の深意を釋くに在り、伏して望むらくは、聖明の深察遠覽早く施行を賜はらんことを、各國をして中華に發憤雄と爲るの志あるを知らしむれば、則ち我を鄙み、我を侮るの念は漸く消えん、天下の士民をして、朝廷改絃更張の心あるを知らしむれば、則ち頑固の者、其謬を化し、治を望む者、其忠を效し、而して上を犯し、亂を作すの邪說作らざるべく、天下幸甚なり、伏して皇太后皇上の聖鑒を祈る謹み奏す。

附片上奏

臣等が今回奏する所の政治變通に關する各條は、或は人才を養ひ、或は民生を厚らし、或は軍實を整へ、或は官方を肅ふるものにして、需むる所の經費も必ず少なから

ざるべし。然るに今回は賠償金極めて大に之れが籌措艱難なれば論者必ず度支の困窮なるを理由とし、諸事方節省を求むべき場合に豈更に用費を増すべけんやと謂ひ遂に願惜猜疑するを免かれざらん臣等の愚竊に以爲らく不可なりと今若し海内の力を竭し百計搜括して只毎年の賠款に供し以て無事を冀へば則ち外國は必ず將に視て我中國は皆苟安志なき人のみにして士に奮心なく民に固志なしと謂ひ各國の我を輕んじ我を侮ること更に將に歩を得て歩を進めんとす賠款の償却を待たずして中國は既に國を立つる能はざらん竊に謂ふに節用と自強とは兩義なれども自ら當に並行して偏廢すべからず現在省くべき事は必ず須らく省き行ふべき事は必ず須らく之を行ひ又用ふべきの財は必ず須らく用ふべし嘗て聞く數十年來理財を論ぜざる者大率皆省費を以て先となし以て有事の時之を用ふるに備ふべしと謂へりと此は事を省き民を息むるの常經閉關自守の善策にして強隣環伺の時勢に論ずべき所にはあらざるなり大率富強の道なるものは兵事たり民事たるに論なく皆須らく平日に於て未だ雨ふらざるに綢繆し多年積累し近き者は四五年遠きものは二十年ならざる可らず即ち農工商を請求するが如きも本富國の爲めにする者なく然れども其新法を創し新埠を開くの初に當りては必ず

先づ官より學堂を設け以て教と爲し官より機廠を創立して以て式と爲し官より資本を助けて以て之を扶け然して後農工商の利開くべし本費を卓にせんと欲するものもあれども必ず財を費す西洋各國皆然り而して日本は最も著しきものなり若し立學教士練兵製械訓農勸工場等の事皆款細なるを以て行はざれば一旦急ある場合に安んぞ人才兵械を得て之を用ふるを得んやよし存款饒多ならしむるも處置倉卒止だ能く烏合の勇を募り廢雜の銃を購ひ虛糜且つ事を誤まるのみにして度支の爲に計るも亦甚だ惜むべきなり譬へば荒年に備ふるが如し必ず穀を累年に積むべし又水を防ぐには必隄を平日に築くべし若し災成るの後を待て穀を買へば則ち飢民は既に溝壑を轉じ水の至るを待て隄を修れば則ち田廬は已に巨浸に淪れん多金重賞ありと雖も亦施す所なからん軍國の大計に至らば最も遠謀を貴び近利を規り難し預じめ平日に籌すれば則ち一錢萬錢の益を得べきも臨時に趕行すれば則ち萬金も一金の効なからん試に遠事を以て之を證せん道光辛丑廣東に於て和を議し布政使鹽運使の兩倉庫に在りし現銀六百萬兩搬運途に塞がりしも盡く賠款に付せり近事を以て之を證せんに上年天津守を失し司道局各庫に在銀六百餘萬兩招商局に在米四十萬石ありしも盡く外人に取られたり然らば

則ち省、齋を務めて修備を務めざれば、前車具さに在り、爲めに寒心すべきなり、或は又謂ふ現在民力已に困しめるを以て事を行ふの款を籌出せんと欲するは、豈重ねて民の累を爲す者にあらずやと、是亦然らず、譬へば荒年に備ふるが如し、必ず本郷に於ては社穀を捐すべし、水を防ぐには必ず近村に於て隄費を捐すべし、社倉一石多ければ則ち全活して一命に止まらず、隄土一尺高ければ則ち田を護ること一項に止まらず、甚だ竭歡すと雖も、猶ほ必ず之を爲すべし、其初めは難しと雖も、其後には必ず感ずる所あらん、類を推して之を言へば、寒士の力學には膏火を惜むべからず、中人の産も牆垣はなかるべからず、江海を行く者は敵舟に乗るべからず、負債多き者も醜酢を廢すべからず、夫れ豈籌措の艱難なるを知らざらんや、誠に已むを得ざる所あればなり、窃に謂ふに既に賠償の款を籌出すべしとすれば、最も宜しく自強の爲めに事を行ふの款を籌出すべし、賠償の款は、目前の禍難を紓ふる所以、自強の款は、他日の滄胥救ふ所以なり、願はくは、政務處、大臣部、及各省督撫に勅下して、賠償の外に必ず専ら巨款を籌備し、以て諸種の要政を舉行するに備へしめられんとを、庶くは各國目を刮りて相待ち、而して中國の生機も遽に絶ゆるに至らざるべし、臣等謹て詞を合せて附片具奏す、伏て聖鑒を祈る、謹んで奏す。

## 變法奏議 附錄

上諭世萬古不易の常經あり一成不變の治法なし、窮變通久大易に見え損益可知論語に著はる、蓋し易はらざるものは三綱五常にして、照然日月の世を照らすが如し、而して變ず可きものは、令甲令乙、琴瑟の絃を改むるが如きを妨げず、伊古以來興革あり、即ち我朝列祖列宗時に因りて制を立て、屢々異同あり、關に入つて以後已に瀋陽の時に殊なり、嘉慶道光以來は、盡く雍正乾隆の舊に非ず、大抵法積めば即ち敝れ法敝るれば即ち更む要は國を強うして民を利するのみ、播遷より以來皇太后宵旰焦勞、朕尤も痛く自ら刻責深念す、近數十年積習相仍り、因循紛飾、以て此大釁を成すを致し、現に正に和を議す尤も須く切實整頓、以て漸く富強を圖るを期す可し、懿訓に以爲らく外國の長を取らば、乃ち中國の短を補ふ可く、前事の失に懲れば、乃ち後事の師と作る可しと、丁戊より以て還僞辯縱、横妄りに新舊を分ち、康逆の禍殆んど洪匪よりも甚しく、今に迫るまで海外に逋逃し、尙ほ富有貴爲等の票を以て人を誘ひ、逆を謀り、更に保皇保種の名を藉りて、巧に宮廷を離間するの計を爲す、殊に知らず、康逆の新法を言ふは、乃ち法を亂るなり、法を變ずるに非ざるなり、該逆等

朕の躬不豫なるに乗じ潜に不軌をを謀る朕皇太后の訓政を顛懸し乃ち朕を危きに瀕するに拯ひ而して奸を一旦に鋤く實は則ち亂逆を剪除す皇太后何ぞ嘗て科條を更新損益することを許さざらんや朕何ぞ嘗て概ね舊を除き中を執り以て善を擇んで而して従ふを行はざらんや母子一心臣民共に觀る今は恭く慈訓を承け壹意拓興新舊の名を禁じ中外の迹を渾融す我中國の弊は習氣太だ深く文法太だ密庸俗の吏多くして豪傑の士少きに在り文法は庸人藉りて身を藏するの固と爲し而して胥吏主として利を牟するの符と爲す公事文牘を以て相往來し而して毫も實際無く人材資格を以て相限制し而して日に消磨に就く國家を誤るものは一私字に在り天下を綱する者は一例字に在り至近の西法を學ぶ者語言文學製造器械のみ是れ西藝の皮毛にして西政の本源に非るなり上に居る寛下に臨む簡言必ず信行必ず果往聖の遺訓に隨ふは即ち西人富強の始基なり中國此れを之れ務めず徒に其一言一語一技一能を學び而して情面に瞻徇し身家を利するを圖るの積習を以てす其本原を捨て、而して學ばず其毛皮を學び而して又精からず天下安んぞ富強を得んや之れを總ぶるに法令更まらず綱習破れず振作を求めんと欲すれば當に更張を議す可し軍機大臣大學士六部九卿出使各國大臣各省督撫に著し

各現在の情形に就き中西の要收を參酌し凡そ朝章國政より以て民生に及學校科舉軍政財政の常に沿ふ可く當に革む可く當に省く可く當に併す可きもの或は諸れを人に取り或は諸れを己れに求め如何にして而して國政始て興り如何にし而して人才始めて出て如何にして而して度支始めて裕に如何して而して武備始て修まるや各知る所を舉げ各見る所を抒べ兩箇月を通限して詳悉條議以聞せしめ再び朕より慈謨に上稟し斟酌善を盡くして切實に施行せんとす前に西太原に幸し詔を下して言を求むるや封章屢々見はる而して今の言者率ね兩途に出づ一は即ち報館の文章を襲ひ一は則ち書生の淺見に拘み更々相襲ひ亦た更々相非とす兩ながら偏私不化其利を賭て未だ其の害を賭ざるに出づ新進富強を講じて往々自ら本始に迷ひ迂儒正學を談じ又往々事情に達せず爾中外の臣工富に斯二者に鑒み酌量發論變に通じ權に達し務めて精詳を極め以て甄揮に供せよ思ふに是れ治法あるも尤も治人あるを貴ぶ苟も其人を得れば敵法も補救に難き無し苟も其人を失へば徒法以て自ら行ふ能はず姑く此百短あるに論無く亦彼一長あるを問はず若し咸く文義に拘牽するを以て認真と爲し故事を奉行するを以て合例と爲さば宜く興す可く宜く困る可きの事を以て皆無形の中に隱廢し而して旋進旋退の

眞遂に穰成不治の病を爲さん此弊を去らんと欲すれば唯虚文を屏除し實際を崇  
尚し新舊を論ぜずして但是非を論ずるに在り此れ朝廷急に絃を改め轍を易へ中  
西兼ね資け賢を簡ひ能に任じ上下交々倣めんと欲する所以のものなり朕皇太后  
と久しく中に蓄ふ事窮まれば則ち變ず安危強弱全く斯に係る倘し再び因循敷衍  
の故轍に陥り空闊責を塞ぎ事を省き安を偷まんには憲典具に存す斷じて貸す能  
はず此を將て通諭之れを知らしむ此れを欽めよ

三

明治三十五年五月三日印刷  
明治三十五年五月十日發行

(非賣品)

# 發行者東亞同文會

右代表者 柏原文太郎

東京牛込區四軒町四十二番地

印刷者 森山章之丞

東京市神田區表神保町二番地

印刷所 同文館

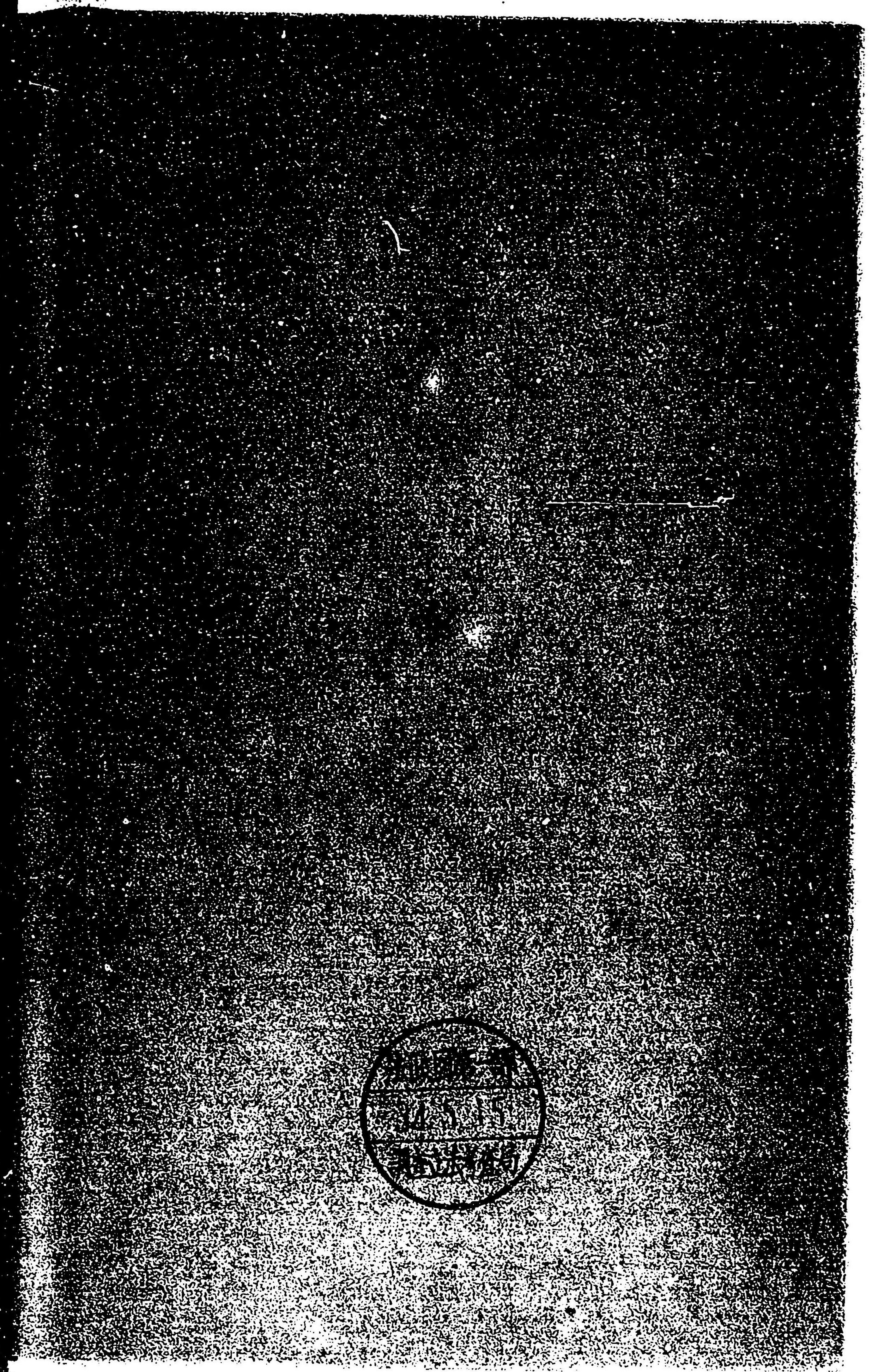
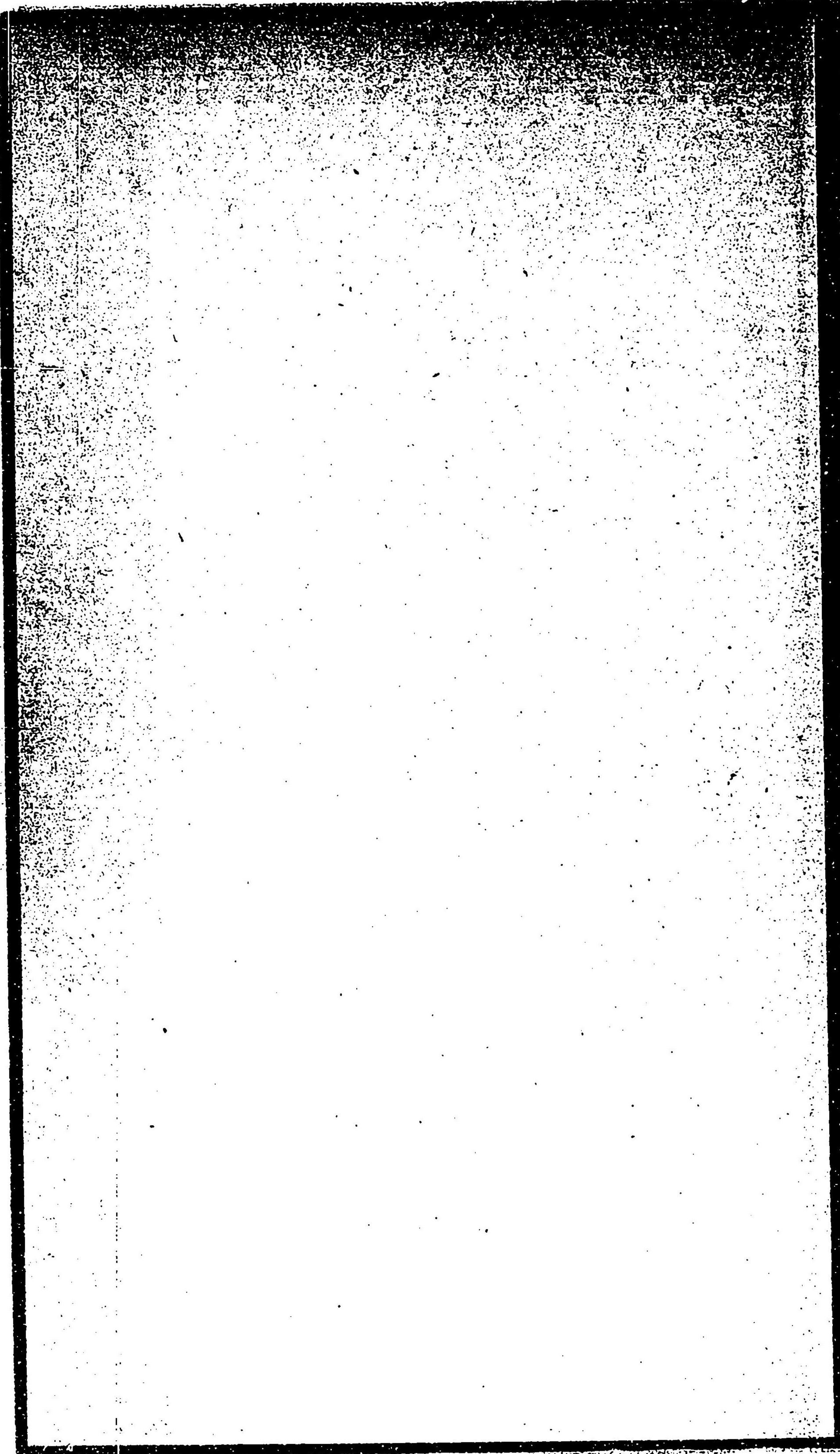
東京市神田區表神保町二番地

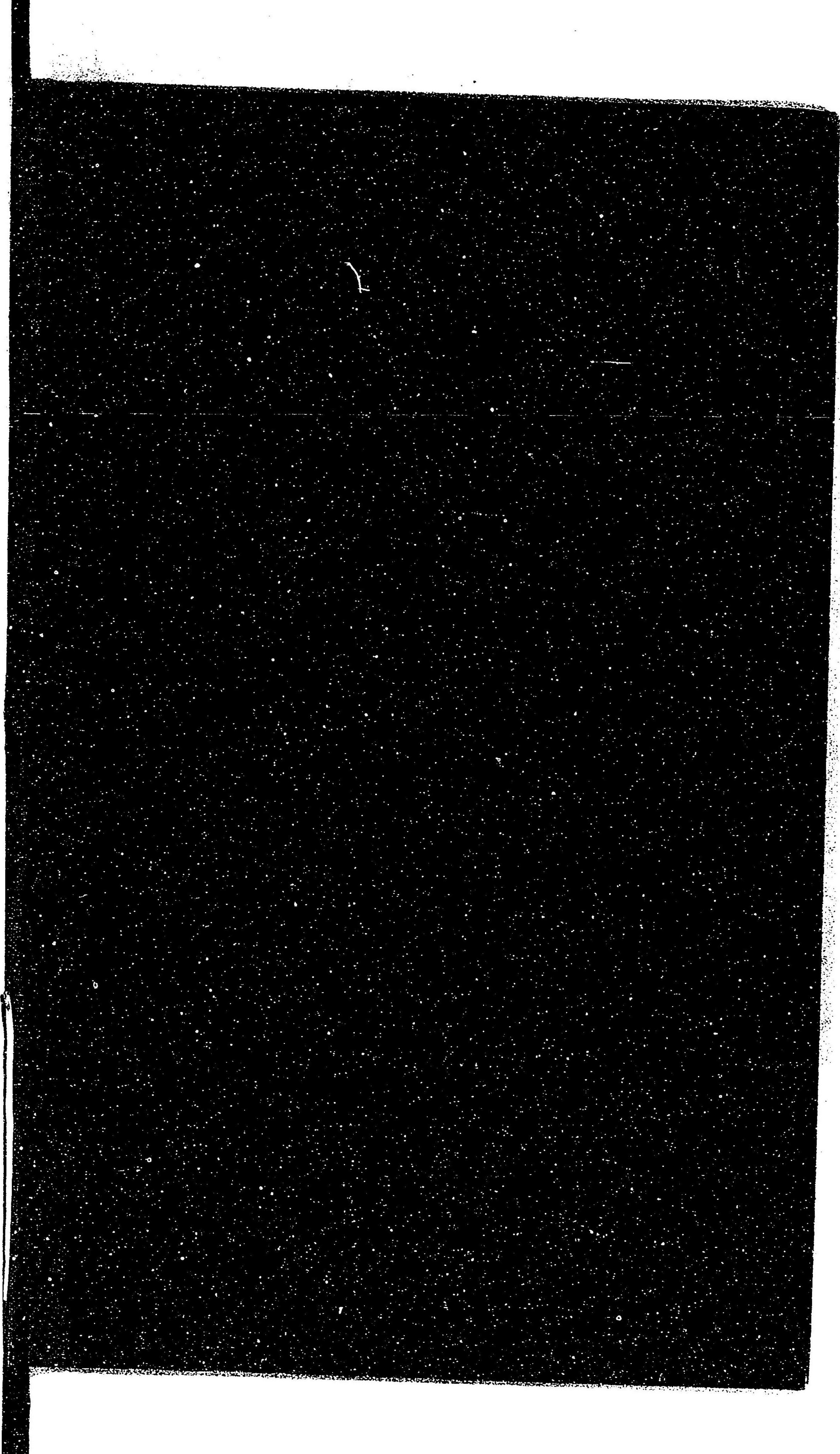


CL  
NO. 11406

5  
NO  
130







310.4  
R86h

028342-000-8

310.4-R86h

變法奏議

張之洞

劉坤一 / 著

M35

BAA-0851

